

# 図書頭森林太郎（鷗外）に関する基礎的研究（二）

—宮内公文書館所蔵資料及び外崎覚関係資料を中心として—

沼倉延幸

はじめに

「森鷗外を伝することも論ずることも容易な業ではない」とは、鷗外への敬愛の念で知られる木下杢太郎の言である。<sup>①</sup>文豪・森鷗外（一八六二～一九二二）の生涯のうち、晩年にあたる大正六年（一九一七）二月二五日に帝室博物館総長兼図書頭に任ぜられて現職のまま死去するまでの四年半については、未だ十分な説明が為されていないが、中には鷗外が文豪としてその公務を遂行したかの如きスタンスの文献がある。例えば、図書頭在任中の鷗外について「大正八年、一九一九年、鷗外は五十八歳である。『北条霞亭』の仕事のほかには、この年も十一月に奈良正倉院行があり、序文、跋文、題言を書き、宮内省図書寮所蔵の書物の調査整理をするほかには目立った仕事はしていない」と評する一文がそれである。<sup>②</sup>鷗外の人物像に対する捉え方は多様であつて然るべきであるが、このように評した著者には、あたかも鷗外が図書寮を書齋代わりにして創作に励むことが図書頭の職務であるかのような思い込みがあるのでは、という疑念さえ抱かせる。そして、これは鷗外に

とつても不本意であろう。筆者は、前稿<sup>③</sup>にて、鷗外の就任時の決意を始め、公務の概要や具体的な遂行ぶりを採り上げて小察を加えた。微塵の如き成果ではあつたが、図書頭たる鷗外の実像を些か浮かび上がらせたものと思量される。しかし、前稿では鷗外が関与した立案・決裁書類の検証は、大正一〇年のみに留まつた。そこで、小稿では鷗外が図書頭に就任した日から大正七年末までを整理し、「図書頭森林太郎」の実像に一步近づきたい。

一方、公務に従事する鷗外が、限定的ながら創作活動を続けていたことも、勿論事実である。特に史伝『渋江抽斎』等の執筆を通して歴史事象の検証に励んだ鷗外は、図書頭就任後に「帝諡考」を、帝室博物館総長としても「博物館書目解題」等を纏めた。<sup>④</sup>こうした業績は、鷗外ならではと言えよう。さらに図書頭在任中、自らの歴史考証に依拠する史伝『北条霞亭』を新聞や雑誌に連載するなど、寸暇を惜しんで公私の活動を推し進めた鷗外を検証するには、関係者の個人文書を可能な範囲で調査することも重要である。小稿では、試みに鷗外の『渋江抽斎』執筆に際してのキーパーソンで宮内省の諸寮に勤めていた外崎覚<sup>（とのさきかく）</sup>（一八五九～一九三二）の関係資料を採り上げ、これまで報告されていない鷗外の動静等も紹介してみたい。

なお、小稿では、概ね帝室博物館総長兼図書頭たる鷗外は本名の「森林太郎」ないし「森」と称し、文学者としての活動やトータルな人物像に重点がある記述は「森鷗外」ないし「鷗外」と称して叙述する。

#### 一、図書頭森林太郎の職務の大要―就任後一年間を事例として―

森林太郎が大正六年に図書頭に就任してから翌七年末までを対象例として、公務で取り扱った立案・決裁文書等を一覧化したものが表1である。<sup>5)</sup>以下、これに即しつつ、掻い摘まんで特徴ある職務に焦点を当ててみたい。

#### (一) 宮内省の公文書類の管理

前置きになるが、宮内省の図書寮では、明治四十一年（一九〇八）四月二十九日から寮内の記録課が公文書類の編纂及び保管を掌る業務を開始した。この時期から大正期に至る公文書関係業務の全般については、既にこれを通観する研究がある。<sup>6)</sup>ちなみに記録課は、森の図書頭在任期には庶務課公文書掛に改組されていたが、<sup>7)</sup>小稿では先学の研究との重複を避けつつ、森が扱った公文書管理業務の若干例を以下に摘記する。

まず、森が図書頭に就任した当日に図書頭の決裁文書が二件ある。このうち一件は、「大膳寮大正五年供御録両陛下宮城ノ部以下二十一冊領収ノ件」<sup>8)</sup>で、大膳寮が作成した公文書類を図書寮に移管した書類であり、この決裁者は前任者の山口銳之助であった。もう一件は、「曝書臨時備大沼親光外五名解雇ノ件」<sup>9)</sup>で、こちらは図書頭決裁欄に押印や花押が施されておらず、森の

関与は未詳である。

その後、大正六年一月二十八日に図書寮に出勤した森は、寮内の各課を巡回した後、午後には宮内省本省に出向き宮内大臣波多野敬直に面会した。この間のことと察せられるが、宮内省の公文書管理について「公文書類編纂保管規程中改正ノ件（訓令第二八号）」<sup>10)</sup>に押印した。これが管見の限り、森が図書頭として最初に押印した公文書である。大臣官房調査課「訓令録」<sup>11)</sup>を見ると、「訓令第二八号」に関する宮内大臣決裁文書が収められている。これは調査課長が同年六月七日に立案した案件であるが、決裁されたのは二月二十七日であった。この決裁文書の立案・決裁は図書頭が押印する形式ではないが、あたかも二日前の森の図書頭就任を待ったかの如き気配が窺える。

この「訓令第二八号」は、宮内省内の公文書類の保存期間と簿冊名に変更を及ぼした。<sup>12)</sup>その結果、作成された公文書が大正八年の図書寮「例規録」の「公文書類保存期間ノ區別及編纂簿冊名改定ノ件」<sup>13)</sup>である。これは図書頭の立案による宮内大臣決裁文書であり、協議を経て改定された保存期限と簿冊名を列記した各部局の文書を収載するが、後続して「公文書類保存期限ノ區別及編纂簿冊名改定ニ付協議往復書類」が収められている。この「往復書類」は、七年に「訓令第二八号」によって図書頭が省内の各部局長との協議により生じた記録であり、この中で森が最初に決裁した図書頭と関係部局長との協議文書は、表1に挙げたように三月一日の侍医寮との協議である。これを含め、各部局からの回答があるが、異議のないものは書式や文面に相違があるものの概ね同内容であった。一方、調度頭、帝室会計審査局長官、帝室博物館総長、女子学習院長からの回答は、修正希望または付記事項が記されていた。ここでは、帝室博物館総長から図書頭への回答を引用する。

大正七年七月十七日

皇室博物館総長医学博士 文学博士 森林太郎 (皇室博物館総長印)

図書頭医学博士 文学博士 森林太郎殿

回答

本月十日付図普第三六号ヲ以テ御協議ニ係ル皇室博物館公文書類保存期限及公文書類編纂簿冊名ノ儀ハ異存無之候得共、左記事項ハ特ニ予メ御承認置相成度候、

一、三十年保存「編纂著訳及出版ニ関スル書類」ニシテ明治三十二年七月以前ノ出版ニ係ルモノハ保存期限満了セルモノト雖、今後尚十ヶ年余保存ノ必要有之候ニ付、右書類ハ廃棄セラレサル様致度事、

これは、皇室博物館総長から図書頭への回答であるので、発信者及び受信者の双方が森林太郎である文書の一例である。総長たる森の役職・氏名は、他の部局長同様にスタンプが押されている。こうした協議には約一年間を要しており、表1の大正七年において本件に関する文書が散見される事由は、このためである。但し、一〇年の図書寮「例規録」に編綴された「公文書類編纂ノ儀ニ付皇后宮大夫へ通牒ノ件」<sup>14</sup>によれば、皇后宮職に関しては一〇年までかかっており、図書頭から皇后宮大夫に宛てた「通牒」には「貴部局ニ限り特例ヲ設クルコト能ハサル次第ニ有之候」と記されている。

右記の「訓令第二八号」の押印に続き、記録上は大正七年一月一日の訓令施行日に森は「公文書類編纂保管規程細則中改正施行並大臣ニ報告ノ件」<sup>15</sup>を決裁した。しかし、この立案日は、「十」と書き出した文字を抹消して「一」と書き改められていることに着目したい。本件に関わる文書も一五日、一七

日に決裁しているが、一七日の「案」の立案日は「十七」を抹消して「一」に直されており、これに付された「寮中各課」宛ての図書頭の通達を含めて二箇所、「十七日」に貼紙をして「一日」に改められている。編修課「日誌」<sup>16</sup>によれば、編修課に通達が回覧されたことは一九日条に記されており、「但大正七年一月一日ヨリ施行、同日附」とある。したがって、実際には一七日に扱われたものが、「訓令」施行日に合わせて一日に扱ったことにされたのである。とすれば、上掲の「大臣ニ報告ノ件」も一七日の決裁かと察せられるが、立案日に「七」と記された形跡がなく、表1では便宜上、一日のままとした。なお、森の「日記」によれば、一七日に宮内次官石原健三に面会している。

そして三月一日以降、具体的な作業として「公文書類保存期限ノ区別及編纂簿冊名改正ニ付協議ノ件」<sup>17</sup>が図書頭から待医寮へ発せられたことを契機に各部局との協議が行われており、表1に明らかなように取り扱った件数も比例して増えている。また、四月四日に「公文書類編纂ノ順序ニ付各部局へ照会ノ件」<sup>18</sup>を決裁すると、これ以降八月まで各部局からの「回答」が図書寮に届き、森はその大半に花押を記している。これらは図書寮庶務課公文書掛の所管であり、部局間に互る業務の細部は担当官同士が行ったとしても、森にとって図書頭就任以来、大正七年から八年にかけて重点的に推進された業務の一つが協議を含む公文書管理であったと見られる。こうした経緯もあって、関係文書の中には八年の図書寮「例規録」に編綴されているものがある。

上記のほか、大正七年一月二二日に大臣官房総務課から省内職員進退等に関する公文書類を受領した「大臣官房総務課大正四年宮内職員進退録以下九冊領収ノ件」<sup>19</sup>以下、折に触れて図書寮は省内各部局からの移管公文書類を受

領している。これは毎年の恒例業務である。

## (二) 公文書類の管理以外の業務―数例の紹介―

図書頭森林太郎の管理業務は、庶務全般を始め、公文書類の編纂・收受、皇統譜及び天皇皇族実録の編修、皇統譜及び皇室典範・皇室令正本等の尚蔵、図書の整理・出納等の諸々に互っている。前稿において森林太郎が図書頭在任期の「図書寮事務分掌規定」一覧表を掲げ、図書頭の職務の概要を整理したので参照されたい。上述の公文書類の管理以外で立案・決裁等を行った業務を遍く紹介することは至難であるので、ここでは表1の見出し代わりに幾つかの事例を簡略に挙げておくに留める。

【御歴代ノ代数及御年紀等ニ関スル取調書大臣ニ提出ノ件】 大正七年一月一日に森が決裁した「御歴代ノ代数及御年紀等ニ関スル取調書大臣へ提出ノ件」<sup>(20)</sup>は、前稿で触れた。編修課皇統譜掛の所管であり、森が就任する前から図書寮の課題であった。

【皇室略牒】 一月二四日以降に散見される「皇室略牒」に関する文書は、<sup>(21)</sup>天皇家及び各官家の家族構成等を略観できる印刷物であり、「国立国会図書館デジタルコレクション」でも見られる。庶務課庶務掛の所管であり、毎年の図書寮「雑件録」に關係文書が収められている。

【編修業務上の図書借入】 二月二一日以降に散見される「内閣記録課外四箇所ヨリ図書借用ノ件」<sup>(22)</sup>も、毎年の作業である。前稿で掲出した大正一〇年の「図書借入ニ関スル往復書類」と同様であり、編修課実録掛の業務等のため、編修課長の立案で省外から借用した古記録等の実相がわかる。編修課

「日誌」<sup>(23)</sup>にも同課の業務が記されているが、表1では割愛した。

【図書寮庁舎等の建築業務】 大正七年二月一八日の立案と見られる「庁舎及文庫新築ノ儀ニ付伺ノ件」<sup>(24)</sup>、三月二八日決裁の「文庫改築ニ付内閣文庫其他視察ノ件」<sup>(25)</sup>、五月二一日決裁の「文庫設計図書送付方依頼ノ件」<sup>(26)</sup>等は、図書寮の庁舎・文庫の建築業務関係書類であり、六月に石川県立図書館や正記念長岡市立互尊文庫等から送付された回答も編綴されている。庶務課庶務掛の所管で、当時の図書寮をめぐる建造物の設計等の過程において、言うなれば内匠寮に丸投げせず、こうした外部組織の設計事例を参考にしたことが窺え、独自設計に拘らなかつた点が興味深い。

【皇統譜の登録及び皇族の冠婚葬祭関係】 大正七年に森が携わつた皇統譜登録は、森にとつて初例となる六月四日立案・一〇日登録の伏見宮恭子女王の帰嫁のほか、七月一三日立案・二二日登録の久邇宮賀彦王薨去、同月一二日立案・二二日登録の同宮班子女王薨去の都合三件であった。これらは庶務課庶務掛の所管で、図書寮「皇統譜録」に關係文書がある。<sup>(27)</sup>なお、前稿で登録にあつたつての具体例を紹介したので、参照されたい。

また、大正七年二月一日決裁の「稔彦王殿下王男子御誕生ニ関スル書類ヲ宗秩寮ヨリ領収ノ件」<sup>(28)</sup>は、昨六年の書類で、東久邇宮家の師正王の誕生・命名等に関する書類が宗秩寮から図書寮に引き継がれた。図書課尚蔵掛の所管である。七年には、森はこれ以外に大臣官房総務課から皇室令正本及び附属書類、恭子女王の婚嫁書類等の領収を決裁した。<sup>(29)</sup>

【帝室博物館総長としての公務（正倉院関係）】 前稿同様、帝室博物館総長としての公務にも触れておく。<sup>(30)</sup>宮内公文書館が所蔵する大臣官房総務課「正倉院御物拝観録」<sup>(31)</sup>には、大正七年九月一三日に森が宮内大臣波多野敬直に上

申した「帝室博物館総長ヨリ正倉院曝涼ノ儀並拝観期間御治定上申ノ件」を始め、正倉院御物の曝涼とこれに伴う拝観許可等をめぐる件が収められている。これらは帝室博物館総長としては毎年恒例の業務であるが、森が在任中に拝観資格を改善したことは既に研究があり<sup>(32)</sup>、前稿でも論じた。小稿では、大正七年の正倉院関係案件のうち、これとは異なる事例を幾つか紹介したい。例えば、同年一〇月九日に大臣官房総務課長が立案し、森が決裁に加わった「東京帝国大学史料編纂官黒板勝美外二名拝観許可ノ件」<sup>(33)</sup>は、毎年恒例の正倉院文書の謄写・校合に関する許可であり、一〇月二三日の総務課長立案で森が決裁に加わった「文部省国語調査嘱託大矢透正倉院聖語蔵経巻拝観許可ノ件」<sup>(34)</sup>も、同様に拝観の便宜を図ったものである。一方、同じ二三日に総務課長が立案し、森が決裁に加わった「大阪陸軍兵器支廠々員陸軍砲兵大尉村川補拝観願出許可ノ件」<sup>(35)</sup>では、「兵器保存法研究ノ件ハ、拝観ノ際掛員二質問相成候ハ、説明可致、御物ニ手ヲ触ル、コトハ許可不相成候」と条件が付されている（但し、願書中には「御物ニ手ヲ触ル、」といった希望は記されていない）。さらに、一月一八日の総務課長立案の「文部省美術展覧会出品者中推薦者並特選者拝観願出不可ノ件」<sup>(36)</sup>には、帝室博物館総長たる森が総務課長近藤久敬に宛てた意見書が付されている。これに基づいて本件は不許可となったのであるが、森は、これに該当する「未拝観者五百式拾余名」を「余ス所之拝観期間僅ニ拾日」に拝観させては「宝庫非常之雑踏ヲ来シ可申歟ト被存候」とし、「今回之処ハ先以テ可然御謝絶相成候様致度」との意見である。また、森は意見書で「相当ノ伎倆アル美術家ニ拝観之許可ヲ与ヘラレ候如キハ、美術奨励之一端ニモ相成」とし、「拝観者資格改正等御施行相成候際ニハ、右文部大臣照会之旨趣ノ如キ可成御斟酌相成度」とも述べて

おり、これは拝観資格の改正を念頭に置いたものであろう。

右に採り上げた「正倉院御物拝観録」の作成部局は大臣官房総務課であったが、東京帝室博物館「正倉院録」<sup>(37)</sup>には恒例の「聖語蔵経巻修理ノ件」が収められている。これは、聖語蔵に伝わる経巻の修理・還納を奈良帝室博物館に託すものであり、大正七年は本件一件のみが編綴されている<sup>(38)</sup>。ちなみに翌八年の「正倉院録」には、本件のほかに同年一〇月二日に森が決裁した「正倉院宝庫新館建設ノ儀ニ付上申ノ件」も見える<sup>(39)</sup>。

また、表1には「鷗外日記」<sup>(40)</sup>から、大正七年一月七日に正倉院で「天寿国繡帳残欠」の調査を行ったことに関する記事を引いた。翌八年一月二二日には、この「残欠」を中宮寺に下賜する準備のため、森がこれを東京の省内省へ携行しており、大臣官房総務課「重要雜録」<sup>(41)</sup>に關係文書がある。本件は前稿で論じたが、この「天寿国繡帳残欠」が、平成三〇年に奈良国立博物館で展示されたことを付言しておく<sup>(42)</sup>。

【「鷗外日記」及び編修課「日誌」との關係】小稿では森の毎日の動静を知る資料として、「鷗外日記」及び鷗外の書翰のほかに、図書寮の一部局である編修課の「日誌」を使用した。この「日誌」では、森の動静の殆どは「寮頭出頭」等の文言に留まるが、森の新任当初の動静が簡潔に記されているほか、例えば表1に掲げた大正七年一月一九日、二月二日、三月二五日、七月一日、二月九日、同月二七日の各条を見ると、現場部局ならではの情報<sup>(43)</sup>が記されている。なお、「鷗外日記」及び鷗外の書翰については、表1の記載はあくまで抄出に過ぎないので、具体的には『鷗外全集』にて確認されたい。

## 二、図書頭森林太郎の文筆活動と人的交流

### (一) 「筆硯廃絶」と「歴史物残藁」

前稿で触れたが、森鷗外が帝室博物館総長兼図書頭に就任するにあたり、自ら「筆硯廃絶」云々と休筆宣言の如く自制する旨の書翰を永井荷風に送っており、これを受けた荷風は、日記『断腸亭日乗』に「正月廿四日。鷗外先生の書に接す。先生宮内省に入り帝室博物館長に任ぜられてより而後全く文筆に遠ざかるべしとのことなり。何とも知れず悲しき心地して堪えがたし」と嘆いた<sup>(43)</sup>。鷗外が「歴史物残藁」すなわち史伝等を除いて休筆する方針のもと、主に図書頭在任中に新聞・雑誌類に掲載した作品を挙げてみる<sup>(44)</sup>。

『北条霞亭』は、大正六年一〇月二〇日から一二月二六日まで『東京日日新聞』及び『大阪毎日新聞』に連載、七年二月から九月まで『帝国文学』に連載された。その続編と言うべき『霞亭生涯の末一年』は、九年一〇月から一〇年一月まで『アララギ』に連載され、完結した。この間、『礼儀小言』の連載と、ストリンドベルヒ『ペリカン』の訳載があった。絶筆と言うべき『古い手帳から』は、一〇年一月から翌年七月まで『明星』に連載され、中絶となった。ほかに、『奈良五十首』が一年一月に『明星』に掲載された。また、出版物としては、公務から生まれた『帝諡考』が一〇年三月に図書寮から刊行された。

右によれば、鷗外が就任する直前から在任中の過半に亘って連載された史伝が『北条霞亭』と『霞亭生涯の末一年』であり、これに続いて死去するま

で連載された手記が『古い手帳から』である。他は、いずれも一回限りか短期間の掲載であり、『帝諡考』は公務上の産物である<sup>(45)</sup>。ちなみに、『北条霞亭』は、鷗外の代表的な史伝の一つであり<sup>(46)</sup>、近年、その自筆原稿が定説だった神奈川近代文学館所蔵の原稿ではなく、亘理町立郷土資料館保管の「江戸清吉コレクション」（個人蔵）に収められている原稿であることが判明した<sup>(47)</sup>。また、続編にあたる『霞亭生涯の末一年』の自筆原稿の一部は、鷗外の次女小堀杏奴の旧蔵であったが、文京区立森鷗外記念館に寄贈された<sup>(48)</sup>。

### (二) 人的交流―外崎覚を事例として―

外崎覚は、森鷗外の史伝『洪江抽斎』<sup>(49)</sup>の中で、鷗外が抽斎の子孫である洪江保らに出会う際の橋渡し役として登場する。鷗外は、『洪江抽斎』の「その二十五」で「外崎さんが、わたくしの洪江氏の子孫を捜し出す媒をした」と表現し、「その五」で初対面の外崎について次のように回想している。

外崎さんは官吏で、籍が諸陵寮にある。わたくしは宮内省に往つた。そして諸陵寮が宮城を離れた霞が関の三年坂上にあることを教えられた。常に宮内省には往来しても、諸陵寮がどこにあるということは知らなかつたのである。

諸陵寮の小さい応接所で、わたくしは初めて外崎さんに会った。飯田〔飯田巽〕さんの先輩であつたとは違つて、この人はわたくしと齢も相若くという位で、しかも史学を以て仕えている人である。わたくしは傾蓋故きが如き念をした。

『洪江抽斎』の愛読者は外崎覚の名に馴染みがあるろうが、外崎の経歴を知

る人は少なからう。ここに摘記する。<sup>(50)</sup> 安政六年（一八五九）六月二日に陸奥国津軽郡中里村（現、青森県北津軽郡中泊町）に生まれた。実父は、津軽弘前藩士工藤他山。明治一一年一月九日に外崎半彌の養子となる。東奥義塾等での教員経験があり、一四年五月一四日に養父の死去により相続、外崎覚蔵と称したが、二二年六月一日に外崎覚と改名する。この年一〇月一二日に青森県中津軽郡の陵墓伝説参考地（長慶天皇）への木柵寄付につき、宮内省から褒状を下付される。二三年一月に維新史料賛成員となり、二七年一月一三日に宮内省より殉難書類取扱を命ぜられ、次いで上京する。一方、同年、旧弘前藩主の津軽家から家史編纂員を囑託され、その後は史談会でも活動する。三八年一二月二日に殉難書類取扱を免ぜられ、殉難録編纂掛と諸陵寮勤務を命ぜられて双方を隔日で勤務した。四一年一月一日、官制改正に伴い宮内属に任ぜられ、諸陵寮勤務を命ぜられる（判任官三等）。四三年一二月一二日に判任官二等に陞叙し、大正三年八月二〇日に諸陵寮より考証課勤務、考証掛主任を命ぜられる。七年六月一日に判任官一等に陞叙し、一〇年一〇月四日に陵墓監に任ぜられ（高等官七等に陞叙）、宮内官分限令第六条第一項第四号（事務都合）により休職となる。一二年一〇月三日に休職満期となり、同月九日に臨時宮内省御用掛を仰付けられた（奏任待遇）。昭和五年一二月一日依願退職し、七年八月一八日に七四歳で死去した。

森鷗外と外崎との交流は、鷗外が病没するまで折に触れて続いたが、両者接触の機会は大正四～五年の『渋江抽斎』執筆期が最多と見られる。<sup>(51)</sup> 森の「日記」に外崎覚が登場するのは大正四年からであるが、表1の大正七年では二月一九日及び二四日に外崎の名が見える。また、編修課「日誌」には、大正八年五月二四日条に、外崎について「諸陵寮戸崎属<sup>(52)</sup>二左書籍貸付、光厳

院天皇譜料 一冊」との記載がある。<sup>(52)</sup>

次に、外崎覚関係資料によって、鷗外と外崎の交流を捉えてみたい。外崎に関する研究について、まず挙げねばならない文献は、川村欽吾の研究であり、主に①外崎の生涯全体を見通すものと、②鷗外との交流を中心に論ずるものがある。<sup>(54)</sup> ①は、外崎に関する資料リストを掲げてあり参考になるが、これらの資料の所蔵者に関する情報が記載されていない。とりわけ、①・②のいずれも「外崎覚日記」を引用しつつも、その所蔵情報や閲覧可否情報の記載がないため、これに続く研究では「外崎覚日記」等について原本調査を踏まず、①・②を参看、引用する程度で済ませ、他の資料を用いて論ずる傾向がある。その代表例が、③村上祐紀の研究である。<sup>(55)</sup> しかしながら、①・②を読むと、一部に修正を要する点があり、③を含めて採り上げられていない要事の少なくないことに気づく。したがって、①・②を参照するだけに留めることなく、「外崎覚日記」等の原本を実見して検証することの必要性は論を俟たない。

外崎覚に関する資料は、主に次の三箇所<sup>(56)</sup>に収蔵されている。

- a 弘前市立弘前図書館
- b 東奥義塾高等学校図書館
- c 宮内庁書陵部（図書寮文庫、宮内公文書館）

aには、川村論文に掲記された自筆資料の多くが収められている。<sup>(57)</sup> bには、自筆の「外崎覚日記」の他、東奥義塾との関わりを表す資料がある。<sup>(58)</sup> また、cには、外崎が諸陵寮に勤務したことによって作成された陵墓調査関係文書や編纂に携わった「殉難録稿」等の資料が収められており、外崎の自筆資料が含まれる。<sup>(59)</sup> 小稿では「外崎覚日記」を中心に繙き、主に図書頭在任中の鷗

外と外崎の交流を採り上げ、『澁江抽斎』をめぐる両者の度々の交流については別稿にて論ずる。<sup>(60)</sup> ちなみに、鷗外の「日記」と外崎の「日記」を見ると、そのいずれかにのみ記された交流があるだけに、両者を繕くことが重要である。換言すれば、鷗外の動静を掌握するには、こうした周辺人物の資料を丹念に調べる地道な作業を、飽くことなく積み重ねることも必要である。

表1に大正七年の「鷗外日記」に記された外崎との交流に関する記事も入れたが、以下に「外崎覚日記」をベースに關係資料で用いつつ紹介する。まず、大正七年の「外崎覚日記」を例として図書頭森林太郎との関わりを示す記事のうち、川村論文には、二月二四日に外崎が森鷗外邸を訪問、面会したこと、三月七日に外崎が図書寮にて鷗外に面会したこと、三月二八日に鷗外が外崎に詩を送付したことが挙げられている。

次に、川村論文に見えない「外崎覚日記」の記事を紹介しよう。

大正四年一〇月二〇日条に、外崎が陸軍省に森を訪うも不在であったことを記している。これは両者の初対面から一週間後の交流が頻繁な時期で、「鷗外日記」等にも符合する欠かせない記事であるが、別稿に引用した。<sup>(61)</sup>

大正六年六月一四日条に、

男爵足立豊君の依頼ニ依り、玉碎集一冊を図書寮へ寄贈せり、とある。これは、外崎が男爵足立豊の依頼により、『玉碎集』を図書寮に寄贈した一件である。本書は、外崎の編であり、明治三九年から翌四〇年まで諸陵頭を歴任した男爵足立正聲の長男美堅が日露戦争で玉碎したことを受けての出版物で、管見の範囲では足立家と縁のある鳥取県立図書館に二冊收藏されている。同年の図書寮「図書録」<sup>(62)</sup>には、本件に限らず図書寮への受贈關係文書がないため、図書頭及び図書寮の処理は未詳である。<sup>(63)</sup> 換言すれば、宮

内省の文書では見出せない職務上の事例であると言えよう。

大正七年三月三一日条には、

荒木三雄君拙宅へ来訪ニて数時間快談、同君ハ佐賀の人白縫翁の子にして、森鷗外君令閨の実兄ニて候、

とあり、鷗外夫人志げの実兄荒木三雄が外崎邸を訪問したことを捉え、外崎は鷗外の親族關係について知るところを備忘のように記している。

同年一一月二三日条には、

先般来図書寮ニ於て皇統譜編纂中の処、御陵墓の部拙者へ手伝致し呉候趣、諸陵頭へ依頼ニ依り同頭より拙者へ右の趣被命候ニ付、且ハ毎日手伝致し居候、五味均平君、田中属の三人ニて従事候也、

とある。図書寮にて編纂中の皇統譜のうち陵墓關係について、諸陵頭山口銳之助から外崎に手伝うように命ぜられた。本件が「諸陵頭へ依頼」であったとの文言により、図書頭から諸陵頭への要請があったことは想像に難くない。これも、文書記録としては宮内省の文書に見出せていない。

関連して宮内省の公文書類の中から図書寮と外崎の關係を示す文書を、以下に採り上げる。まず、編修課「日誌」には、前述の如く、大正八年五月二四日に図書寮編修課から外崎に「光嚴院天皇譜料」一冊を貸し付けたことが見え、これも鷗外が把握していたものと察せられる。次に、一〇年の図書寮「図書録」を見ると、外崎自筆の寄贈書が編綴されている。<sup>(64)</sup> すなわち、

記

- 一、 揆音仮字用格 合本
- 一、 安親集
- 一、 原政及国際論 耆冊
- 一、 奥州弘前城図同



本丸建物図 一冊

右寄贈仕候也、

大正十年五月六日

外崎覚

図書寮御中

と記されている。本件は、外崎が寄贈書「記」を提出した翌七日に「寄贈図書領収ノ件」として図書寮庶務課長の立案、図書頭たる森の決裁が行われており、この日のうちに外崎に宛てた「領収書」が発送された記録である。この「図書録」には、外崎の寄贈書がもう一通収められている。<sup>(66)</sup>

一、六十有一年 壹冊

右寄贈候也、

大正拾壹年六月十二日

牛込東榎町二十番

外崎覚(花押)

図書頭森林太郎殿

この寄贈書(標題なし)は、大正一一年六月一九日に立案・決裁が執行された。但し、病身の鷗外はこの月一三日を最後に図書寮には出勤しておらず、一二日付の外崎の寄贈書を一見した可能性は否定できないが、立案・決裁日の「鷗外日記」六月一九日条には「在家第五日」と記すのみである。このため、鷗外の決裁印なし花押は施されておらず、最晩年の森は事実上この決裁には関与し得なかったと見ることができよう。

この『六十有一年』は、外崎の著書の一つであるが、同年の「外崎覚日記」六月九日条には次の記載がある。<sup>(66)</sup>

宮内省へ出頭、珍田東宮大夫面会の上、「六十有一年」壹部を撰政宮殿下へ献上の儀依頼の上、退出せり、

さらに同一四日条には、

右拙著皇太子殿下へ献上候処、本日珍田大夫より左の御挨拶状下賜相成候、難有相成候、難有仕合奉存候、

一、六十有一年 壹冊

右皇太子殿下へ献上相成候二付、御披露致候、此段申進候也、

大正十一年六月十日

東宮大夫伯爵珍田捨巳

陵墓監外崎覚殿

とある。外崎にとつては、前年に撰政に就任した皇太子(昭和天皇)に著書『六十有一年』を献上する方が、図書寮への寄贈よりも要事であろうから、「日記」には本書の献上のみを記している。なお、宮内公文書館の宮内省文書には、この献上に関する記載は見当たらない。<sup>(67)</sup>

参考のため、外崎の諸陵寮での職務に関する資料について、簡略に触れておく。まず、「外崎覚関係資料」のうち、弘前市立弘前図書館所蔵本に宮内省での自らの職務を含む文書があり、かつ東奥義塾高等学校図書館所蔵の「外崎覚日記」にもこうした職務や人事に関する記述が散見される。<sup>(68)</sup> 宮内庁書陵部の図書寮文庫及び宮内公文書館には、外崎が公務で作成・関与した文書があり、「殉難録稿」等の関係文書もある。<sup>(70)</sup> 71) 72) 73) 74) 75) 76) 77) 78) 79) 80) 81) 82) 83) 84) 85) 86) 87) 88) 89) 90) 91) 92) 93) 94) 95) 96) 97) 98) 99) 100) 101) 102) 103) 104) 105) 106) 107) 108) 109) 110) 111) 112) 113) 114) 115) 116) 117) 118) 119) 120) 121) 122) 123) 124) 125) 126) 127) 128) 129) 130) 131) 132) 133) 134) 135) 136) 137) 138) 139) 140) 141) 142) 143) 144) 145) 146) 147) 148) 149) 150) 151) 152) 153) 154) 155) 156) 157) 158) 159) 160) 161) 162) 163) 164) 165) 166) 167) 168) 169) 170) 171) 172) 173) 174) 175) 176) 177) 178) 179) 180) 181) 182) 183) 184) 185) 186) 187) 188) 189) 190) 191) 192) 193) 194) 195) 196) 197) 198) 199) 200) 201) 202) 203) 204) 205) 206) 207) 208) 209) 210) 211) 212) 213) 214) 215) 216) 217) 218) 219) 220) 221) 222) 223) 224) 225) 226) 227) 228) 229) 230) 231) 232) 233) 234) 235) 236) 237) 238) 239) 240) 241) 242) 243) 244) 245) 246) 247) 248) 249) 250) 251) 252) 253) 254) 255) 256) 257) 258) 259) 260) 261) 262) 263) 264) 265) 266) 267) 268) 269) 270) 271) 272) 273) 274) 275) 276) 277) 278) 279) 280) 281) 282) 283) 284) 285) 286) 287) 288) 289) 290) 291) 292) 293) 294) 295) 296) 297) 298) 299) 300) 301) 302) 303) 304) 305) 306) 307) 308) 309) 310) 311) 312) 313) 314) 315) 316) 317) 318) 319) 320) 321) 322) 323) 324) 325) 326) 327) 328) 329) 330) 331) 332) 333) 334) 335) 336) 337) 338) 339) 340) 341) 342) 343) 344) 345) 346) 347) 348) 349) 350) 351) 352) 353) 354) 355) 356) 357) 358) 359) 360) 361) 362) 363) 364) 365) 366) 367) 368) 369) 370) 371) 372) 373) 374) 375) 376) 377) 378) 379) 380) 381) 382) 383) 384) 385) 386) 387) 388) 389) 390) 391) 392) 393) 394) 395) 396) 397) 398) 399) 400) 401) 402) 403) 404) 405) 406) 407) 408) 409) 410) 411) 412) 413) 414) 415) 416) 417) 418) 419) 420) 421) 422) 423) 424) 425) 426) 427) 428) 429) 430) 431) 432) 433) 434) 435) 436) 437) 438) 439) 440) 441) 442) 443) 444) 445) 446) 447) 448) 449) 450) 451) 452) 453) 454) 455) 456) 457) 458) 459) 460) 461) 462) 463) 464) 465) 466) 467) 468) 469) 470) 471) 472) 473) 474) 475) 476) 477) 478) 479) 480) 481) 482) 483) 484) 485) 486) 487) 488) 489) 490) 491) 492) 493) 494) 495) 496) 497) 498) 499) 500) 501) 502) 503) 504) 505) 506) 507) 508) 509) 510) 511) 512) 513) 514) 515) 516) 517) 518) 519) 520) 521) 522) 523) 524) 525) 526) 527) 528) 529) 530) 531) 532) 533) 534) 535) 536) 537) 538) 539) 540) 541) 542) 543) 544) 545) 546) 547) 548) 549) 550) 551) 552) 553) 554) 555) 556) 557) 558) 559) 560) 561) 562) 563) 564) 565) 566) 567) 568) 569) 570) 571) 572) 573) 574) 575) 576) 577) 578) 579) 580) 581) 582) 583) 584) 585) 586) 587) 588) 589) 590) 591) 592) 593) 594) 595) 596) 597) 598) 599) 600) 601) 602) 603) 604) 605) 606) 607) 608) 609) 610) 611) 612) 613) 614) 615) 616) 617) 618) 619) 620) 621) 622) 623) 624) 625) 626) 627) 628) 629) 630) 631) 632) 633) 634) 635) 636) 637) 638) 639) 640) 641) 642) 643) 644) 645) 646) 647) 648) 649) 650) 651) 652) 653) 654) 655) 656) 657) 658) 659) 660) 661) 662) 663) 664) 665) 666) 667) 668) 669) 670) 671) 672) 673) 674) 675) 676) 677) 678) 679) 680) 681) 682) 683) 684) 685) 686) 687) 688) 689) 690) 691) 692) 693) 694) 695) 696) 697) 698) 699) 700) 701) 702) 703) 704) 705) 706) 707) 708) 709) 710) 711) 712) 713) 714) 715) 716) 717) 718) 719) 720) 721) 722) 723) 724) 725) 726) 727) 728) 729) 730) 731) 732) 733) 734) 735) 736) 737) 738) 739) 740) 741) 742) 743) 744) 745) 746) 747) 748) 749) 750) 751) 752) 753) 754) 755) 756) 757) 758) 759) 760) 761) 762) 763) 764) 765) 766) 767) 768) 769) 770) 771) 772) 773) 774) 775) 776) 777) 778) 779) 780) 781) 782) 783) 784) 785) 786) 787) 788) 789) 790) 791) 792) 793) 794) 795) 796) 797) 798) 799) 800) 801) 802) 803) 804) 805) 806) 807) 808) 809) 810) 811) 812) 813) 814) 815) 816) 817) 818) 819) 820) 821) 822) 823) 824) 825) 826) 827) 828) 829) 830) 831) 832) 833) 834) 835) 836) 837) 838) 839) 840) 841) 842) 843) 844) 845) 846) 847) 848) 849) 850) 851) 852) 853) 854) 855) 856) 857) 858) 859) 860) 861) 862) 863) 864) 865) 866) 867) 868) 869) 870) 871) 872) 873) 874) 875) 876) 877) 878) 879) 880) 881) 882) 883) 884) 885) 886) 887) 888) 889) 890) 891) 892) 893) 894) 895) 896) 897) 898) 899) 900) 901) 902) 903) 904) 905) 906) 907) 908) 909) 910) 911) 912) 913) 914) 915) 916) 917) 918) 919) 920) 921) 922) 923) 924) 925) 926) 927) 928) 929) 930) 931) 932) 933) 934) 935) 936) 937) 938) 939) 940) 941) 942) 943) 944) 945) 946) 947) 948) 949) 950) 951) 952) 953) 954) 955) 956) 957) 958) 959) 960) 961) 962) 963) 964) 965) 966) 967) 968) 969) 970) 971) 972) 973) 974) 975) 976) 977) 978) 979) 980) 981) 982) 983) 984) 985) 986) 987) 988) 989) 990) 991) 992) 993) 994) 995) 996) 997) 998) 999) 1000)

むすびにかえて

小稿は、前稿に続いて森林太郎（鷗外）が携わった図書頭としての職務を中心に紹介し、若干の小察を加え、新たに個人文書を用いて森の動静を探ろうとしたものである。図書頭たる森が「帝室主義」<sup>(7)</sup>の志向をもって精力的かつ偏りなく職務を遂行したことは、当然ながら前稿とともに一貫する。

この分野は、「森鷗外研究」の中では依然として未開拓の域を出ていない。丹念に検証を試みることで、煌めくような新事実に至らずとも解明を進め、森鷗外の人物像に徐々に迫れば幸いである。鷗外が携わった決裁・立案その他の公務のうち、大正八・九・一一年に関しては未だ報告するに至っておらず、さらに具体的な公務とその業績や問題点にも未検証な事柄がある。また、最近では、鷗外が七歳のときに筆写した「童蒙入学門」を含む資料が、個人蒐集家から津和野町の森鷗外記念館に収められ、報道で話題になった。<sup>(8)</sup> 鷗外を追究する上で、当時の公文書類のみならず、散在する個人文書の調査研究が今後の重要な課題であることに気づかされる。

小稿及び前稿は、当該論題の「基礎的研究」の途上に過ぎない。今後、これを図書頭森林太郎（鷗外）に関する本格的な研究として結実させ、かつ図書寮の史的研究に勤しむ研究者が、内外を問わず現れることを期待する。

註

(1) 木下柰太郎「森鷗外」（太田正雄『木下柰太郎全集』第一五巻、岩波書店、一九八二年）。

(2) 高橋義孝『森鷗外』（新潮社、一九八五年）。

(3) 拙稿「図書頭森林太郎（鷗外）に関する基礎的研究―宮内公文書館所蔵資料を中心として―」（『書陵部紀要』第六八号、二〇一七年）。以下、これを「前稿」と表記する。また、小稿の主題に関する基本的な資料・参考文献は、前稿にも掲記したので、ここでは必要以上の重複を避けて割愛する。前稿は、宮内庁ホームページの「書陵部所蔵資料目録・画像公開システム」にて適宜参照されたい。

(4) いずれも前稿に関係文献を挙げた。

(5) 表1の作成にあたっては、前稿と大筋で同様の方針を採ったが、幾つかの変更点がある。両者の凡例を参考にされたいが、大きな相違点は概ね次の通りである。(一) 小稿の表1では、「森林太郎の動静」欄に、宮内公文書館所蔵の編修課「日誌」大正六年（識別番号四八三三七）及び同「日誌」大正七年（識別番号四八三三八）を加えた。この「日誌」は、前稿にても触れたが、簡略ながら森の勤務状況を窺うことができるものの、現存が大正八年（識別番号四八三三九）までのため、前稿の表2に使うことは不可能であった。(二) 前稿では関係簿冊の各号文書に編綴された附属文書や他の年の簿冊に編綴された文書は、例外を除いて検討の対象に含めなかったが、小稿では森の決裁・立案・稟議等に関わった文書であれば表1に収めた。これにより、森が就任後一年間に扱った文書の案件をより実態に近い形で把握できる。なお、宮内公文書館が所蔵する文書は、「識別番号」を記載することで他の資料と区別し、以下、同館所蔵の註記を略す。

(6) 堀口修『宮内省の公文書類と図書に関する基礎的研究』（創泉堂出版、二〇一一年）。

(7) 宮間純一「宮内省・宮内府・宮内庁の組織に関する基礎的研究―図書寮・書陵部における官制・事務分掌の歴史の変遷―」（『書陵部紀要』第六四号、二〇一三年）。

(8) 図書寮「公文録一」大正六年（識別番号九九〇三〇五一―）第四一号文書。

(9) 図書寮「職員録」大正六〜七年（識別番号二二二五三）同六年第四三三三号文書。なお、「職員録」の類は表1に入れていない。

(10) 図書寮「例規録」大正六〜七年（識別番号二六九二）同六年第八号文書。

- (11) 大臣官房調査課「訓令録」大正六年（識別番号一一八三）第二八号文書。
- (12) 前掲註(6)『宮内省の公文書類と図書に関する基礎的研究』には、本件は大正四年に図書頭山口鋭之助が宮内大臣に立案した「公文書類編纂保管規程中改正ノ儀上申」を踏まえているが、この「上申」と「訓令第二八号」では保存期限の年数に異同があり、「保存期間の変更問題の詳しい経緯はわからない」旨が記されている。しかし、前掲註(11)「訓令録」には、「上申」に加え、「訓令第二八号」の「改正理由」が綴じられている。そこで、以下に主要な改正点を略記しておく。ポイントは、第五条で保存期限を当時現行の「永久」・「二十年」・「五年」であったものを「永久」・「三十年」・「十年」に改めることと（「上申」では「永久」・「五十年」・「二十年」・「十年」）、第七条で保存期限を経過した文書の廃棄が図書頭と関係部局長官との協議を経て処分する形式から図書頭が適宜廃棄処分できる形式に改めたことである。まず第五条のうち永久保存と三〇年保存については、「永久保存ニ係ル公文書類」の位置づけに曖昧さがあつたものを、「絶対ニ永久ニ要スルモノ」すなわち「真ニ永久保存ノ書類」のみを永久保存とし、「二十年以上一定ノ長期ニ涉リ保存ノ必要アルモノ」すなわち「五十年」・「四十年」・「三十年」の如き保存上の種別があるものは「三十年迄ノ保存ヲ要スル書類」の保存期限を「三十年」として集約し、「三十年以上保存ヲ要スル書類」とすべきものは「永久保存」として扱うこととされた。同様に、従来の保存期間「二十年」は「十年」を新設して「三十年」または「十年」に分け、さらに「図書寮ニ八十年以上保存ノ必要アルモノノミヲ保管スルコトニ改正ス」とし、従来の「五年」にあたる文書は図書寮に引き継がないとした。一方、第七条については、図書頭と関係部局長官との協議が不調に終わった場合、保存期限を経過した公文書類が処分できず、「保存期限ヲ定メタル精神ヲ没却スル」ことになったため、これを回避すべく、図書頭が適宜処分できることを「至当」としている。なお、「上申」では、第七条について「實際ニ於テ現行法ハ徒ニ公文書類ノ整理ヲ遷延セシムルノ虞アリ」と記すが、この一文は「改正理由」には挙がっていない。
- (13) 図書寮「例規録一」大正八年（識別番号一三〇三二一）第一号文書。
- (14) 図書寮「例規録」大正九〜一〇年（識別番号二六九四）同一〇年第二号文書。
- (15) 図書寮「例規録」大正六〜七年（識別番号二六九二）同七年第一号文書。
- (16) 編修課「日誌」大正七年（識別番号四八三三八）。
- (17) 図書寮「例規録一」大正八年（識別番号一三〇三二一）第一号文書。
- (18) 図書寮「例規録」大正六〜七年（識別番号二六九二）同七年第三号文書。
- (19) 図書寮「公文録」大正七年（識別番号九九〇三〇六）第一号文書。
- (20) 図書寮「重要雑録」大正二〜九年（識別番号二四一八三）同七年第一号文書。
- (21) 図書寮「雑件録」大正六〜一〇年（識別番号二四一六五）同七年第二号文書、ほか。
- (22) 図書寮「図書録」大正三〜七年（識別番号九九〇二八六）同七年第九号文書。
- (23) 編修課「日誌」大正七年（識別番号四八三三八）及び同「日誌」同八年（識別番号四八三三九）。
- (24) 図書寮「重要雑録」大正二〜九年（識別番号二四一八三）同七年第三号文書。
- (25) 〃(26) 同右、第五号文書。
- (27) 図書寮「皇統譜録」大正六〜一〇年（識別番号二六七二）同七年第一〜三号文書。
- (28) 図書寮「尚蔵録」大正六〜一〇年（識別番号二六七九）同七年第一号文書。
- (29) 同右、大正七年第二・三号文書。
- (30) 帝室博物館関係の公文書の過半は、東京国立博物館が所蔵する「館史資料」に分類され、同館資料館でマイクロフィルムを閲覧できる。前稿も参照されたい。
- (31) 大臣官房総務課「正倉院御物拝観録」明治四三〜大正一〇年（識別番号一〇七四四）第六〇号文書。
- (32) 山崎一穎「森鷗外論攷」（おうふう、二〇〇六年）、田良島哲「大正期の正倉院拝観資格の拡大と帝室博物館総長森鷗外」（『MUSEUM』第八六六号、二〇一七年）のほか、例えば東野治之『大和古寺の研究』（塙書房、二〇一一年）にも言及されている。
- (33) 大臣官房総務課「正倉院御物拝観録」明治四三〜大正一〇年（識別番号一〇

七四四) 第六三号文書。

(34) 同右、第六五号文書。

(35) 同右、第六六号文書。

(36) 同右、第七四号文書。

(37) 東京帝室博物館「正倉院録」大正四〜一〇年(識別番号七二七七)、ほか。

(38) 同右、大正七年第一号文書。

(39) 同右、大正八年第一号文書。

(40) 森林太郎『鷗外全集』第三五卷(岩波書店、一九七五年)。小稿では、特に断らない限り、同『鷗外全集』(岩波書店、一九七二〜七五年版)を使用し、以下、原則として書名及び巻数のみを記載する。

(41) 大臣官房総務課「重要雑録」大正八〜一〇年(識別番号二三二七九) 同九年第一号文書。

(42) 奈良国立博物館編『糸のみほとけ』(同館、二〇一八年)。展示資料番号三一。二。なお、森と「天寿国繡帳残欠」との関係については、前稿で日本美術史分野の文献を中心に例示したが、日本古代史分野でも注目が寄せられたことは、前掲註(32)『大和古寺の研究』にも明らかである。

(43) 永井荷風『摘録 断腸亭日乗』上巻(岩波文庫、一九八七年)。なお、前稿で引用した森の荷風宛て書翰のうち、「筆硯魔絶」の「魔」が脱字になっていたので、ここに訂正する。

(44) 森林太郎『鷗外全集』第三八卷、山崎國紀『評伝森鷗外』(大修館書店、二〇〇七年)等を参照。

(45) 前稿を参照されたい。

(46) 森鷗外の史伝の評価については、石川淳「森鷗外」(同『増補石川淳全集』第九卷、筑摩書房、一九七四年)の冒頭の「拙斎」と「霞亭」(〇中略)の二篇を措いて鷗外にはもつと傑作があると思つてゐるやうなひとびとを、わたしは信用しない」との評が広く知られている。若松伸哉「歴史と文学」のなかで「石川淳『森鷗外』における史伝評価」(『日本近代文学』第七六集、二〇〇七年)の

整理・分析が参考になる。また、『渋江抽斎』をめぐる逸話としては、須賀敦子「父の鷗外」(同『遠い朝の本たち』、筑摩書房、一九九八年)が興味深い。

(47) 中島国彦「『木下杢太郎文庫』の鷗外『北条霞亭』原稿―敬愛の念から生まれた杢太郎の筆写原稿―」(『神奈川県近代文学館』第一三八号、二〇一七年)による。江戸清吉コレクション(個人蔵、巨理町立郷土資料館保管。江戸は、宮城県亶理郡の富商で蒐集家)の概要及び展示等については、亶理町立郷土資料館編『春のテーマ展』文豪たちの筆跡―江戸清吉コレクションの原稿・手紙・短冊―(平成三〇年度春のテーマ展示資料目録、二〇一八年)、菅野達雄「震災と文化財レスキュー 宮城県亶理町・江戸家資料を中心に」(『震災学』第七号、二〇一五年)、愛知県立大学日本文化学部ほか編「津波被災からあらわれた直筆資料―木下杢太郎の(敬愛)、鷗外の(微笑)―」(同大学長久手キャンパス図書館発行展示解説、二〇一八年)のほか、拙稿①「江戸清吉コレクション所収『森鷗外関係資料』研究序説」(『森鷗外記念会通信』第二〇三号、二〇一八年)、同②「森鷗外の史伝『渋江抽斎』をめぐる二家の個人資料群―江戸清吉コレクション」と『外崎覚関係資料』―(『鷗外』第一〇四号、二〇一九年)②では、例えば(a)「外崎覚関係資料」のうち「楠乃一葉」(弘前市立弘前図書館所蔵、K〇九一クスー四)に外崎自身が謄写した「外崎覚宛て森鷗外書翰」を一括引用し、鷗外が『渋江抽斎』の執筆中に外崎を生字引の如く信頼して屢々不明点の教示等を得たことのほか、(b)「江戸清吉コレクション」によって鷗外がその執筆中の外崎覚の関わりを記した「渋江保宛て森鷗外書翰」(大正四年一月二七日、手紙・はがき三九五)等の関係資料を紹介した。

(48) 文京区立森鷗外記念館編『開館記念特別展「一五〇年目の鷗外・観潮楼からはじまる」展』(同館、二〇二二年)。同館図書室では、当該原稿についてデジタル画像の閲覧が可能である。

(49) 『鷗外全集』第二六卷。このほか、森鷗外『鷗外歴史文学集』第五卷(岩波書店、二〇〇〇年)、同『森鷗外全集』(六) 栗山大膳／渋江抽斎「ちくま文庫、一九九六年」等を参照。

- (50) 川村欽吾①「外崎覚略伝―明治の津軽びと(二)」(『東奥義塾研究紀要』第九集、一九七六年)、同②「森鷗外と外崎覚―『洪江抽斎』余聞―」(『鷗外』第一八号、一九七六年)を参照しつつ、諸陵寮「大正一二年至昭和九年退職履歴諸陵寮」(識別番号六七三九九) 昭和五年度第五号文書及び大臣官房総務課・大臣官房秘書課「進退録三」大正一〇年(識別番号二〇八六一三) 第二五三号文書に収められた外崎覚の「人事履歴書」(標題なし)、東奥義塾高等学校図書館所蔵「外崎覚日記」(六〇二四七四)、弘前市立弘前図書館所蔵「外崎覚事歴」(KK〇九一トノ)等により記載した。川村①・②は外崎の生涯を通観し、親族関係を知る上で必読であるが、その成稿段階では「現在『外崎覚事歴』(後掲)は見ることができない」状況だったという。「外崎覚事歴」は、外崎の生年から明治四一年までと扉に記されているが、大正年間の動向も書かれている。また、外崎が明治九年の東北・北海道巡幸の頃から断続的に宮内省及び宮内官と関わりがあったことは、川村①にも事例が見られるが、①・②には修正すべき記述が含まれるため、今後、右記の「日記」や履歴文書三点を始め、当時の宮内省文書等による検証が不可欠である。
- (51) 前掲註(47) 拙稿②。
- (52) この貸与された一冊は、「皇統譜料二二四 光厳天皇譜料」(識別番号五八五一一)と察せられる。皇統譜をめぐることは、前稿も参照されたい。
- (53) 前掲註(50) 川村①。
- (54) 前掲註(50) 川村②。
- (55) 村上祐紀「森鷗外と外崎覚―『洪江抽斎』の歴史地図」(『鷗外』第八七号、二〇一〇年)、のち同「森鷗外の歴史地図」(翰林書房、二〇一八年)に収載。
- (56) 前掲註(50) 川村①。
- (57) 弘前市立弘前図書館が所蔵する「外崎覚関係資料」は、主に、自身の著述や来翰等のほか、実父工藤他山や旧弘前藩主津軽家関係、陵墓の調査・考証関係等の資料が収められ、同館ホームページでの目録検索が可能である。筆者が閲覧した文書は一部に留まるが、「昭和六年三月 外崎覚氏寄贈」の寄贈印が押された

資料は、外崎自ら晩年に同館に寄贈したものと判明する。前掲註(47) 拙稿②参照。なお、同館は弘前藩主津軽家文書等を所蔵することで知られる。

- (58) 東奥義塾高等学校図書館が所蔵する「外崎覚関係資料」としては、前掲註(50)で触れた「外崎覚日記」(原題は「榎の下蔭」)のほか、外崎覚の自筆書翰や東奥義塾との関わりを示す資料がある。この「日記」は、昭和二〇年五月三日に外崎の五男遠藤實から東奥義塾塾長宛てに寄贈されており、この寄贈書は前掲註(47) 拙稿②に引用した。なお、同館は東奥義塾関係文書や弘前藩の藩校稽古館の旧蔵資料等を所蔵することで知られる。
- (59) 宮内庁ホームページの「書陵部所蔵資料目録・画像公開システム」で検索可能である。
- (60) 前掲註(47) 拙稿②。
- (61) 同右。
- (62) 図書寮「図書録」大正三〜七年(識別番号九九〇二八六)。
- (63) 森の図書頭在任中、本件のような寄贈関係の文書を「図書録」に編綴しているのは、大正九年以降である。
- (64) 図書寮「図書録」大正一〇〜一一年(識別番号九九〇二八八) 同一〇年第二二号文書。
- (65) 同右、大正一一年第四五号文書。
- (66) 外崎覚『六十有一年』(外崎浩、一九二二年)。外崎の講演や諸書の序文等、折りに触れて著した文章を中心に纏めたもの。
- (67) 大臣官房総務課「進献録一」大正一一年(識別番号六八五三七)・同「進献録二」同年(識別番号六八五三八)、東宮職「日誌」同年(識別番号二四六八〇)等に関係記事がない。
- (68) 前掲註(57)。例えば、「(宮内省) 諸陵寮志草稿」(KK〇九一クナ)、「雲井の影草稿」(KK〇九一クモ)等。前者は、諸陵寮「諸陵寮誌三」明治三二〜大正一四年(識別番号五六〇〇三)、同「陵墓資料(管理資料) 諸陵寮誌三」明治三二〜四〇年(識別番号四一〇三九)及び「同四」明治四一〜大正一四年(識別

番号四一〇四〇)の草稿で、外崎自筆。大正一二年の大震災における諸陵寮の被災状況も略記されている。後者の資料は、明治二六年の京都御所及び二条離宮拝観記で、これも外崎自筆。

(69) 例えば、出張中の記事、諸陵頭を始め同寮関係者に関する記載等があり、前掲註(50)川村①に若干紹介されているが、より総合的に検証したい。

(70) 例えば、大正六〇一年を中心と絞ると、「(出雲国熊野大社々司)熊野氏家系取調書並絵図」大正九年(図書寮文庫、陵一三三三)、諸陵寮「陵墓資料(考説・考証資料)神代三陵に就て」大正二〇年(識別番号四〇四四二)、同「陵墓資料(考説・考証資料)古墳調査復命書」大正七年(識別番号四〇八六三)、同「陵墓資料(管理資料)諸陵寮沿革一斑(附諸陵寮沿革大要)」(識別番号四一〇三二)、同「考証録一」三二 大正六年(識別番号二四二一〇一一三)等がある。このうち「考証録」について一言すると、外崎は大正三年八月二〇日に諸陵寮の考証課勤務考証掛主任を命ぜられており、この簿冊を例に採れば、①各地で発見された古墳の考証、②古墳地へ忠霊碑等の建設、③その他の照会事案に関する考証による「取調書」及び寮内の立案手続き等を行い、他に「群馬千葉二県下古墳調査ノ復命書」を作成した。この三冊に編綴された事案の過半を外崎が担当しており、自筆またはタイプ文書には自身の花押または押印が見られる。なお、「考証録」のうち、外崎の「取調書」が編綴されている簿冊は、右の大正六年に限られる。その事由は、諸陵寮の公文書類は、大正一二年の震災により灰燼に帰したものが少なくないからである。例えば、前掲した諸陵寮「陵墓資料(管理資料)諸陵寮誌四」、同「陵墓資料(管理資料)諸陵寮沿革一斑(附諸陵寮沿革大要)」に震災時の概略が記されており、後者は、外崎が編輯した文書である。こうした事情のため、考証課勤務中の外崎の職務全般を把握することは容易でないが、「外崎覚日記」等により断片的に捉えることができる。

(71) 例えば、「殉難録稿(総目・附録)」明治二六〇四年、全五七冊(図書寮文庫、陵一四三〇)、殉難録取調掛「殉難録附録草稿 其他」明治四二年(識別番号七二二七四)、調査課「殉難録 総目録共」明治二六〇四年、全五五冊(識

別番号七二〇六三〇七二二一七)、調査課「殉難録稿本 附録共」明治二六〇四年、全五六冊(識別番号七二二一八〇七二二七三)、図書寮「殉難録稿出版録」明治二六〇四年(識別番号九九〇三三三九)等があり、「殉難録稿」の編纂や調査に関する資料等が保管されている。このうち右記の「出版録」には、殉難録取調掛(のち諸陵頭)足立正聲が図書頭に宛てた「殉難録稿」の出版に関する照会文書が編綴されており、その一部は外崎が筆記した文書である。

(72) 森茉莉「父の帽子」(講談社文芸文庫、一九九一年)に拠る。ちなみに、帝室博物館総長たる森が大正一二年六月一日に自ら花押を記した文書が同年の「京都奈良両館録」(東京国立博物館所蔵「館史資料」一八三八)に編綴されており、森は花押の左に寄贈本『蕪村画集』を「一見シタシ」と書き込んでいる。この日は東京帝室博物館に出勤した最後の日で、翌一五日から病臥の身となった。病状の深刻化を自覚する中で、なおも学術的関心に根差した意欲を表しており、職務の精励ぶりの証左となる。この文書は、東京国立博物館の田良島哲の調査研究に基づき、同館で平成三〇年に開催された展示会「就任一〇〇年 帝室博物館総長森鷗外の筆跡」に展出された。

(73) 例えば、『山陰中央新報』平成三〇年七月一五・一九日、『朝日新聞』同年七月一四日、『読売新聞』同年七月一五日等。同年七〇九月、津和野町の森鷗外記念館において当該資料を含む「新収蔵品展」や講演会が開かれた。

〔附記〕 小稿の関係資料・文献の調査及び執筆にあたり、文京区立森鷗外記念館の塚田瑞穂氏、弘前市立弘前図書館の福井隆敏氏、東奥義塾高等学校図書館の大森さと美氏、奈良国立博物館の内藤栄氏(以上、調査順)には格別の御教示・御高配を賜った。また、前稿に引き続いて先学諸氏や宮内庁書陵部関係者等からも同様の御鴻恩に与った。ここに深甚なる謝意を申し上げたい。

表1 図書頭森林太郎の在任中の動静、決裁・立案業務等の一覧表（大正6～7年を事例として）

年月日	森林太郎の動静 ①日記「大正六年日記」及び「委蛇録」/ ②書翰/③編修課「日誌」=抄出=	公文書名	文書番号	案件	決裁・立案 (図書頭・ 総長)
大正6年12月25日	①午前十時往宮内省。任帝室博物館総長兼図書頭。歴訪波多野宮相、石原次官、寺内首相、大島陸相、岡田文相、山県公、有栖川宮、華頂宮、朝香宮、東久邇宮、竹田宮、閑院宮、東伏見宮通刺。帰途叩石黒男忠恵、賀古鶴所。皆不逢。夜賀古鶴所至。訪山口鋭之助。②書翰1130桂湖村宛（帝室博物館総長兼図書頭就任にあたり漢詩を送る）。③寮頭已下出頭。……山口寮頭免官。	図書寮「公文録」	第41号	大膳寮大正五年供御録兩陛下宮城ノ部以下二十一冊領収ノ件	決裁山口押印
大正6年12月26日	①朝始入博物館事務所視事。次往図書寮。出。午餐于紅葉。訪股野琢。坐談良久。歴訪伏見宮、山階宮、賀陽宮、久邇宮、梨本宮、北白川宮。夜森脇忠至。③寮頭已下出頭。……新寮頭就位ノ挨拶アリ。				
大正6年12月27日	①往博物館。視事。				
大正6年12月28日	①往図書寮。視事。午後入本省見波多野宮相。③寮頭已下出頭。……午後一時一同上局ニ参集、寮頭ヨリ挨拶アリテ各課ヲ廻ル、全二時退寮。	図書寮「例規録」	第8号	公文書類編纂保管規程中改正ノ件（訓令第二八号）	稟議押印
大正6年12月28日？					
大正6年12月30日	①参内。次詣東宮。訪山県老公話。訪波多野宮相話。訪石黒忠恵話。				
大正7年1月1日	①参内賀正。歴訪有栖川宮、久邇宮、閑院宮、東伏見宮、波多野宮相、寺内首相、岡田文相、後藤内相、大嶋陸相、杉子孫七郎、石黒男忠恵。……往亀井伯郎。謁萱堂。通刺于湖村桂先生。	図書寮「例規録」	第1号	公文書類編纂保管規程細則中改正施行竝大臣ニ報告ノ件 〔註〕当該文書の立案日の「十」日を抹消して「一」と改めており、実際の立案・決裁日が異なると察せられるが、その日にちが明記されておらず、便宜上この日に入れる。	決裁押印
大正7年1月2日	①歴訪……股野藍田〔琢〕。				
大正7年1月3日	①詣賢所。				
大正7年1月4日	①参博物館。午時赴精養軒例年会。股野藍田翁以下来集者数十人。是日館有鎮火式。侑酒於防火夫。③午前十一時上局ニ参集、祝詞ヲ述へ各司退寮。				
大正7年1月5日	①菴新年宴会。五味均平、佐佐木信綱、石原喜久太郎至。③新年宴会。				
大正7年1月7日	①参館。				
大正7年1月8日	①参図書寮。③寮頭已下出頭。				
大正7年1月9日	①参館。				
大正7年1月10日	①参寮。③寮頭已下出頭。	図書寮「雑件録」	第1号	大正六年度御系譜及公文書類編纂費予算残額大正七年度ニ繰越方内蔵額へ照会ノ件	決裁花押
大正7年1月11日	①朝詣賢所。祭英皇后也。午後参館。				
大正7年1月12日	①参寮。濱野知三郎至。③寮頭已下出頭。				
大正7年1月13日	①山口鋭之助至。不逢。				
大正7年1月14日	①参館。会議。……夜正木氏電議任菊池芳文於帝室技芸員之事。令正木氏明旦訪神谷初之助講其手段。				
大正7年1月15日	①拜帝室制度審議会用掛。通刺於伊東子巳代治郎。参寮。③寮頭已下出頭。	図書寮「例規録」	第1号	公文書類編纂保管規程細則中別記ノ通改正大正七年一月一日ヨリ之ヲ施行致候間此段報告候也（公文書類編纂保管規程細則中改正施行竝大臣ニ報告ノ件）	決裁押印
		図書寮「重要雑録」	第1号	御歴代ノ代数及御年紀等二関スル取調書大臣へ提出ノ件	決裁押印
大正7年1月16日	①参館。正木直彦至。浅田審議会幹事齋文書至。				
大正7年1月17日	①訪石原次官於宮内省。決不為菊池芳文開證考会之事。並囑託团伊能以館務之事。参寮。引見滝精一。午後再訪石原。呈五味均平所著歴史異議沿革一卷増録三卷。③寮頭已下出頭。	図書寮「例規録」	第1号	案（公文書類編纂保管規程細則中改正施行竝大臣ニ報告ノ件） 〔註〕当該文書の受付日に「一月十五日」とあるため、立案年月日欄の「大正七年一月十七日」（決裁年月日欄は「大正同年同月同日」）のうち「十七日」を塗抹し「一日」に書き改められているが、実際の立案・決裁が大正七年一月十七日であったことが窺える。	決裁押印
大正7年1月18日	①参館。宮本包則来見。				
大正7年1月19日	①参寮。③寮頭已下出頭。……公文書類編纂保管規程細則中改正之義同覽。但大正七年一月一日ヨリ施行。同日附。				
大正7年1月21日	①参館。上田萬年、瀬名義利来訪。				
大正7年1月22日	①参寮。午後訪石原次官於宮内省。③寮頭已下出頭。	図書寮「公文録」	第1号	大臣官房総務課大正四年宮内職員進退録以下九冊領収ノ件	決裁花押
		図書寮「公文録」	第2号	大臣官房総務課大正五年宮内職員進退録以下九冊及同調査課大正五年告示録以下二十三冊領収ノ件	決裁花押
大正7年1月23日	①参館。②書翰1139永井荷風宛「当方又々官吏と相成今回は一時全く筆硯廃絶の覚悟に御座候。帝文学に出すものは歴史物残案に御座候」。				
大正7年1月24日	①参寮。③寮頭已下出頭。	図書寮「雑件録」	第2号	皇室略牒査問方宗秩寮総裁へ依頼ノ件	決裁花押
大正7年1月25日	①参館。②書翰1142山田孝雄宛「御相談申上度事有之候に付近き内ニ博物館へ御立寄被下聞敷哉月水金ニハ出勤仕居候」云々。				
大正7年1月26日	①参寮。②書翰1143濱野知三郎宛「大抵月水金ハ四時マデ上野博物館火木土ハ同時刻マデ丸之内三年町虎ノ門図書寮」。③寮頭……出頭。				
大正7年1月27日	②書翰1143濱野知三郎宛「二十七日……ハ朝ヨリ行幸御見送等ニテ」。				
大正7年1月28日	①参館。折東招山田孝雄。談刊玄応音義之事、発見村山徳高稿本博物館蔵書目三十巻。				
大正7年1月29日	①参宮内省。言事石原次官。往侍従職。謝賜内。②書翰1144濱野知三郎宛「借用仕候目録博物館へ持参シラベサセ候処コレガ録ニナリテ原稿三十巻ヲ発見仕候」。③寮頭……出頭。	図書寮「雑件録」	第2号	回答（皇室略牒査問方宗秩寮総裁へ依頼ノ件）：宗秩寮総裁	稟議花押
大正7年1月29日？					
大正7年1月30日	①参館。				
大正7年1月31日	①参寮。③寮頭……出頭。				
大正7年2月1日	①参館。	図書寮「公文録」	第3号	大臣官房総務課大正四年宮内職員進退録女官ノ部一冊領収ノ件	決裁 -
		図書寮「尚蔵録」	第1号	稔彦王殿下王男子御誕生ニ関スル書類ヲ宗秩寮ヨリ領収ノ件	決裁 -
大正7年2月2日	①参寮。③寮頭已下出頭。				
大正7年2月4日	①参館。				

大正7年2月5日	①参察。／③寮頭已下出頭。	図書寮「公文録」	第4号	主殿寮出張所明治十九年ヨリ同四十四年ニ至ル公文書類仮目録領取ノ件	決裁押印
大正7年2月6日	①参館。				
大正7年2月7日	①参察。／③寮頭已下出頭。				
大正7年2月8日	①参館。／③公爵一条家へ照会之件。昭憲皇太后実録編修ニ付左之二件之回答ヲ渡ス。				
大正7年2月9日	①参察。／③寮頭已下出頭。	図書寮「実録編修録」	第1号	昭憲皇太后実録編修ニ付倉橋氏之略歴外一件取調方公爵一条家へ照会ノ件	決裁花押
大正7年2月11日	①紀元節。拜賢所。午時賜宴。／③紀元節、参賀午前十一時。				
大正7年2月12日	①参察。午後始赴部局長官会議。無事足記者。始与北条学習院長語。／③寮頭已下出頭。……一、昭憲皇太后実録編修上ニ付取調之義公爵一条家ニ照会之回答。	図書寮「実録編修録」	第1号	記（昭憲皇太后実録編修ニ付倉橋氏之略歴外一件取調方公爵一条家へ照会ノ件）：公爵一条実輝回答書	稟議 -
大正7年2月13日	①参館。				
大正7年2月14日	①参察。……午後合於次官室。議差遣侍従于諸会之事。次官言宮城内土工之事。／②書翰1149青山徹藏宛「御遺物トシテ書幅御贈与被下謹而受納仕候。先日御話有之候 Virchow 遺物之事ハ博物館ヨリ御相談申上候答ニ相成居候。／③寮頭已下出頭。				
大正7年2月15日	①参館。視動物苑。秋山光夫、团伊能至。				
大正7年2月16日	①参察。／③寮頭已下出頭。				
大正7年2月18日	①参館。有鑑査会。／②書翰1150川口陟宛（刀剣鑑定、当館具眼者少なく要改善。）	図書寮「重要雑録」	第3号	庁舎及文庫新築ノ儀ニ付伺ノ件	立案 -
大正7年2月18日？					
大正7年2月19日	①参察。外崎竜語洪江抽斎手沢本貞丈雜記之事。洪江保至。／③寮頭……出頭。				
大正7年2月20日	①参館。				
大正7年2月21日	①参察。参省。訪総務課、内蔵寮、内匠寮。／③寮頭……出頭。	図書寮「図書録」	第9号	内閣記録課外四箇所ヨリ図書借用ノ件：内閣記録課	決裁花押
大正7年2月22日	①参館。				
大正7年2月23日	①往葉山。謁上。皇后賜帑。饗茶。見石原次官言事。／②書翰1151桂湖村宛「去二十三日宮内省部局長官総代トシテ葉山ニ伺候仕候」。				
大正7年2月24日	①率杏奴類往上野。午餐于伊豆菜。三村清三郎、外崎竜、牧野富太郎、佐佐木信綱、蟻川寅三郎至。荒木虎太郎、弟淵三郎亦至。供飯。				
大正7年2月25日	①参館。				
大正7年2月26日	①参察。参省。／③寮頭……出頭。	図書寮「雑件録」	第4号	案（皇室略牒送付ノ件）：各宮附別当又ハ事務官宛	決裁花押
		図書寮「雑件録」	第4号	案（皇室略牒送付ノ件）：総務課ほか宛	決裁花押
		図書寮「雑件録」	第4号	案（皇室略牒送付ノ件）：道庁府県宛	決裁花押
		図書寮「雑件録」	第4号	案（皇室略牒送付ノ件）：朝鮮総督府ほか宛	決裁花押
大正7年2月27日	①参館。				
大正7年2月28日	①参察。／③寮頭……出頭。				
大正7年3月1日	①参館。	図書寮「例規録」	大正8年第1号	公文書類保存期限ノ區別及編纂簿冊名改正ニ付協議ノ件（侍医寮）（公文書類保存期間ノ區別及編纂簿冊名改定ノ件）	決裁花押
		図書寮「雑件録」	第3号	皇室略牒二部内務省警保局へ送付ノ件	決裁花押
		図書寮「雑件録」	第4号	案（皇室略牒送付ノ件）	決裁花押
大正7年3月2日	①参察。／③寮頭……出頭。				
大正7年3月3日	①宮本包則、神谷初之助至。				
大正7年3月4日	①参館。	図書寮「例規録」	大正8年第1号	公文書類保存期限ノ區別及編纂簿冊名改正ニ付協議ノ件（調査課）（公文書類保存期間ノ區別及編纂簿冊名改定ノ件）	決裁花押
		図書寮「例規録」	大正8年第1号	公文書類保存期限ノ區別及編纂簿冊名改正ニ付協議ノ件（式部職）（公文書類保存期間ノ區別及編纂簿冊名改定ノ件）	決裁花押
		図書寮「雑件録」	第4号	皇室略牒送付方依頼之部（皇室略牒送付ノ件）：外務省宛	決裁 -
大正7年3月5日	①参察。／③寮頭……出頭。	図書寮「公文録」	第5号	内匠寮大正六年例規録以下十三冊領取ノ件	決裁花押
大正7年3月6日	①参館。				
大正7年3月7日	①参察。／③寮頭……出頭。	図書寮「公文録」	第6号	御歌所大正五年歌御会日記以下二冊領取ノ件	決裁花押
大正7年3月8日	①参館。				
大正7年3月9日	①参察。／③寮頭……出頭。	図書寮「重要雑録」	第4号	大正八年度ニ於テ施行ヲ要スル工事ノ有無ニ関シ内匠寮へ回答ノ件	決裁花押
大正7年3月11日	①参館。	図書寮「雑件録」	第4号	皇室略牒送付ノ件	決裁 -
大正7年3月12日	①参察。／③寮頭已下出頭。	図書寮「公文録」	第7号	式部職大正四年度簿記簿以下三十三冊領取ノ件	決裁花押
		図書寮「公文録」	第8号	式部職大正四年儀式録以下三十四冊領取ノ件	決裁花押
大正7年3月13日	①参館。黒田清輝至。				
大正7年3月14日	①参察。午後参省。議皇城内土工之事。／③寮頭已下出頭。	図書寮「例規録」	大正8年第1号	公文書類保存期限ノ區別及編纂簿冊名改正ニ付協議ノ件（総務課）（公文書類保存期間ノ區別及編纂簿冊名改定ノ件）	決裁花押
		図書寮「例規録」	大正8年第1号	公文書類保存期限ノ區別及編纂簿冊名改正ニ付協議ノ件（大膳寮）（公文書類保存期間ノ區別及編纂簿冊名改定ノ件）	決裁花押
		図書寮「例規録」	大正8年第1号	公文書類保存期限ノ區別及編纂簿冊名改正ニ付協議ノ件（主殿寮）（公文書類保存期間ノ區別及編纂簿冊名改定ノ件）	決裁花押
		図書寮「尚蔵録」	第2号	大正六年中公布ノ皇室令正本同附属書類大臣官房調査課ヨリ領取ノ件	決裁花押
大正7年3月14日？		図書寮「例規録」	大正8年第1号	回答（公文書類保存期間ノ區別及編纂簿冊名改定ノ件）：式部長官	稟議花押
大正7年3月15日					
大正7年3月15日？	①参館。	図書寮「例規録」	大正8年第1号	〔回答〕（公文書類保存期間ノ區別及編纂簿冊名改定ノ件）：大膳頭	稟議花押
		図書寮「雑件録」	第5号	通牒（種痘希望者侍医寮へ通牒ノ件）：侍医頭	稟議花押
大正7年3月16日	①参察。／③寮頭……出頭。				



大正7年3月18日	①参館。	図書寮「例規録」	大正8年 第1号	公文書類保存期限ノ區別及編纂簿冊名改正ニ付協議ノ件(臨時帝室編修局)(公文書類保存期間ノ區別及編纂簿冊名改正ノ件)	決裁花押
		図書寮「例規録」	大正8年 第1号	公文書類保存期限ノ區別及編纂簿冊名改正ニ付協議ノ件(内大臣府)(公文書類保存期間ノ區別及編纂簿冊名改正ノ件)	決裁花押
		図書寮「雑件録」	第4号	皇室略牒配布方照会ニ付回答(皇室略牒送付ノ件):岡山県知事官房宛	決裁花押
大正7年3月19日					
大正7年3月19日?	①参寮。ノ③寮頭已下出頭。……天然痘予防上種痘施行之義侍医頭ヨリ通牒回覽。	図書寮「例規録」	大正8年 第1号	〔回答〕(公文書類保存期間ノ區別及編纂簿冊名改正ノ件):侍医頭	稟議花押
		図書寮「例規録」	大正8年 第1号	〔回答〕(公文書類保存期間ノ區別及編纂簿冊名改正ノ件):臨時帝室編修局御用掛	稟議花押
大正7年3月20日	①参館。	図書寮「雑件録」	第5号	種痘希望者侍医寮へ通牒ノ件	決裁 -
大正7年3月21日	①拝賢所。ノ③春季皇靈祭。				
大正7年3月22日	①参館。				
大正7年3月23日	①参寮。ノ③寮頭已下出頭。	図書寮「例規録」	大正8年 第1号	公文書類保存期限ノ區別及編纂簿冊名改正ニ付協議ノ件(内蔵寮)(公文書類保存期間ノ區別及編纂簿冊名改正ノ件)	決裁花押
大正7年3月24日	①神谷初之助、秋山光夫至。不逢。				
大正7年3月25日	①参館。秋山光夫至。ノ③秋山属本日出頭、任宮内属 秋山光夫、……図書寮勤務ヲ命ス、……編修課勤務皇統譜掛及実録掛ヲ命ス、……大正7年三月十四日。	図書寮「例規録」	大正8年 第1号	公文書類保存期限ノ區別及編纂簿冊名改正ニ付協議ノ件(帝室会計審査局)(公文書類保存期間ノ區別及編纂簿冊名改正ノ件)	決裁花押
大正7年3月26日	①参寮。ノ③寮頭已下出頭。	図書寮「例規録」	第2号	記(分課程中改正ノ件(訓令第二号))	決裁花押
		図書寮「例規録」	大正8年 第1号	公文書類保存期限ノ區別及編纂簿冊名改正ニ付協議ノ件(侍從職)(公文書類保存期間ノ區別及編纂簿冊名改正ノ件)	決裁花押
		図書寮「例規録」	大正10 年第2号	公文書類保存期限ノ區別及編纂簿冊名改正ニ付協議ノ件(皇后宮職)(公文書類編纂ノ儀ニ付皇后宮大夫へ通牒ノ件)	決裁花押
大正7年3月26日?		図書寮「例規録」	大正8年 第1号	回答(公文書類保存期間ノ區別及編纂簿冊名改正ノ件):主殿頭	稟議花押
		図書寮「雑件録」	第6号	帝範臣軌訂補二部内務省へ送付ノ件(写):宮内大臣決裁文書	決裁花押
大正7年3月27日	①参館。	図書寮「例規録」	大正8年 第1号	公文書類保存期限ノ區別及編纂簿冊名改正ニ付協議ノ件(内匠寮)(公文書類保存期間ノ區別及編纂簿冊名改正ノ件)	決裁花押
大正7年3月27日?		図書寮「例規録」	大正8年 第1号	回答(公文書類保存期間ノ區別及編纂簿冊名改正ノ件):内蔵頭	稟議花押
大正7年3月28日	①参寮。往宮内省。言事於次官。ノ③寮頭已下出頭。	図書寮「重要雑録」	第5号	文庫改築ニ付内閣文庫其他視察ノ件	決裁花押
		図書寮「公文録」	第11号	主殿寮出張所公文書類送付方照会ノ件(主殿寮出張所明治十九年宮内省文庁札典録以下十一冊領収ノ件)	決裁花押
大正7年3月28日?		図書寮「例規録」	大正8年 第1号	〔回答〕(公文書類保存期間ノ區別及編纂簿冊名改正ノ件):帝室会計審査局長官	稟議花押
		図書寮「例規録」	大正8年 第1号	〔回答〕(公文書類保存期間ノ區別及編纂簿冊名改正ノ件):内大臣秘書官長	稟議花押
大正7年3月29日	①参館。	図書寮「公文録」	第9号	主殿寮大正六年警察録甲編以下四冊領収ノ件	決裁花押
		図書寮「例規録」	大正8年 第1号	公文書類保存期限ノ區別及編纂簿冊名改正ニ付協議ノ件(主馬寮)(公文書類保存期間ノ區別及編纂簿冊名改正ノ件)	決裁花押
大正7年3月30日	①参寮。ノ③寮頭已下出頭。	図書寮「例規録」	大正8年 第1号	公文書類保存期限ノ區別及編纂簿冊名改正ニ付協議ノ件(諸陵寮)(公文書類保存期間ノ區別及編纂簿冊名改正ノ件)	決裁花押
		図書寮「公文録」	第10号	調度寮大正五年電話電灯録以下十冊領収ノ件	決裁花押
大正7年4月1日					
大正7年4月1日?	①参館。	図書寮「例規録」	大正8年 第1号	公文書類保存期限ノ區別及編纂簿冊名改正ニ付協議ノ件(文書課)(公文書類保存期間ノ區別及編纂簿冊名改正ノ件)	決裁花押
大正7年4月2日	①参寮。ノ③寮頭已下出頭。	図書寮「重要雑録」	第5号	〔京都帝国大学附属図書館ほかへ依頼状〕(文庫改築ニ付内閣文庫其他視察ノ件)	決裁花押
大正7年4月3日	①神武祭。……拝賢所。ノ③神武天皇祭。				
大正7年4月4日	①参寮。ノ③寮頭已下出頭。	図書寮「例規録」	第3号	公文書類編纂ノ順序ニ付各部局へ照会ノ件	決裁花押
		図書寮「例規録」	大正8年 第1号	公文書類保存期限ノ區別及編纂簿冊名改正ニ付協議ノ件(主佩寮)(公文書類保存期間ノ區別及編纂簿冊名改正ノ件)	決裁花押
大正7年4月4日?		図書寮「例規録」	大正8年 第1号	〔回答〕(公文書類保存期間ノ區別及編纂簿冊名改正ノ件):侍從長	稟議花押
		図書寮「例規録」	大正8年 第1号	回答(公文書類保存期間ノ區別及編纂簿冊名改正ノ件):主馬頭	稟議花押
大正7年4月5日		図書寮「公文録」	第38号	公文書類ノ冊数下総御料牧場へ照会ノ件	決裁 -
大正7年4月5日?	①参館。ノ②書翰1162長井行宛「博物館人員ナカ、動シ難ク機ノ到ルヲ待ツ外無御坐候……是ハ大臣伺濟其途間ケ居事ニ候」。	図書寮「例規録」	第3号	回答(公文書類編纂ノ順序ニ付各部局へ照会ノ件):内蔵頭	稟議花押
		図書寮「例規録」	大正8年 第1号	回答(公文書類保存期間ノ區別及編纂簿冊名改正ノ件):諸陵頭	稟議花押
大正7年4月6日					
大正7年4月6日?	①参寮。ノ③寮頭已下出頭。	図書寮「例規録」	大正8年 第1号	回答(公文書類保存期間ノ區別及編纂簿冊名改正ノ件):帝室会計審査局長官	稟議花押
大正7年4月7日		図書寮「例規録」	大正8年 第1号	公文書類保存期限ノ區別及編纂簿冊名改正ニ付協議ノ件(御料牧場)(公文書類保存期間ノ區別及編纂簿冊名改正ノ件)	決裁花押

大正7年4月8日	①參館。午後參省。列部局長會。	図書寮「例規錄」	大正8年 第1号	公文書類保存期限ノ區別及編纂簿冊名改正ニ付協議ノ件(調度寮)(公文書類保存期間ノ區別及編纂簿冊名改正ノ件)	決裁花押
大正7年4月8日?		図書寮「公文錄」	第11号	主殿寮出張所明治十九年宮内省支庁典禮録以下十一冊領取ノ件	決裁花押
大正7年4月8日	①參館。午後參省。列部局長會。	図書寮「公文錄」	第38号	回答(公文書類ノ冊数下総御料牧場へ照会ノ件):下総御料牧場	稟議花押
大正7年4月8日?		図書寮「例規錄」	大正8年 第1号	回答(公文書類保存期間ノ區別及編纂簿冊名改正ノ件):御料牧場統理主馬頭	稟議花押
大正7年4月9日	①參寮。ノ③寮頭……出頭。	図書寮「例規錄」	大正8年 第1号	公文書類保存期限ノ區別及編纂簿冊名改正ニ付協議ノ件(宗秩寮)(公文書類保存期間ノ區別及編纂簿冊名改正ノ件)	決裁花押
大正7年4月9日?		図書寮「例規錄」	大正8年 第1号	公文書類保存期限ノ區別及編纂簿冊名改正ニ付協議ノ件(皇子附)(公文書類保存期間ノ區別及編纂簿冊名改正ノ件)	決裁花押
大正7年4月9日	①參寮。ノ③寮頭……出頭。	図書寮「物品報告録」	番号付 与なし	庁用物品受払報告ノ件	決裁花押
大正7年4月9日?		図書寮「例規錄」	第3号	回答(公文書類編纂ノ順序ニ付各部局へ照会ノ件):主殿頭	稟議花押
大正7年4月9日?	①參館。……次詣紀尾井町伏見宮邸。賞花。	図書寮「例規錄」	第3号	回答(公文書類編纂ノ順序ニ付各部局へ照会ノ件):主馬頭	稟議花押
大正7年4月10日		図書寮「例規錄」	第2号	分課規程中改正ノ件(訓令第二号)	稟議花押
大正7年4月10日?	①參館。……次詣紀尾井町伏見宮邸。賞花。	図書寮「例規錄」	大正8年 第1号	回答(公文書類保存期間ノ區別及編纂簿冊名改正ノ件):皇子傳育官長	稟議花押
大正7年4月10日?		図書寮「例規錄」	第9号	内閣記録課外四箇所ヨリ図書借用ノ件:内閣記録課	決裁花押
大正7年4月11日	①參寮。ノ③寮頭……出頭。	図書寮「例規錄」	第2号	〔事務分掌規程改正ノ件〕(分課規程中改正ノ件(訓令第二号))	決裁花押
大正7年4月11日?		図書寮「例規錄」	第2号	案(分課規程中改正ノ件(訓令第二号))	決裁花押
大正7年4月11日	①參寮。ノ③寮頭……出頭。	図書寮「例規錄」	大正8年 第1号	公文書類保存期限ノ區別及編纂簿冊名改正ニ付協議ノ件(澄宮附)(公文書類保存期間ノ區別及編纂簿冊名改正ノ件)	決裁花押
大正7年4月11日?		図書寮「例規錄」	大正8年 第1号	〔回答〕(公文書類保存期間ノ區別及編纂簿冊名改正ノ件):文書課長	稟議花押
大正7年4月11日?	①參寮。ノ③寮頭……出頭。	図書寮「例規錄」	大正8年 第1号	回答(公文書類保存期間ノ區別及編纂簿冊名改正ノ件):内匠頭	稟議花押
大正7年4月11日?		図書寮「例規錄」	大正8年 第1号	回答(公文書類保存期間ノ區別及編纂簿冊名改正ノ件):調度頭	稟議花押
大正7年4月11日?	①參寮。ノ③寮頭……出頭。	図書寮「雜件録」	大正6年 第4号	書籍目錄寄贈方依頼ノ件(図書目錄送付ノ件):内務省神社局長	稟議花押
大正7年4月11日?		図書寮「物品報告録」	番号付 与なし	照会(庁用物品受払報告ノ件):調度寮	稟議押印
大正7年4月12日	①參館。大概如電至。是日始識面。				
大正7年4月13日	①參寮。被陸相大嶋健一招。午食於後樂園。ノ③寮頭已下出頭。				
大正7年4月14日	①訪寺内首相、大嶋陸相、伊東子。				
大正7年4月15日					
大正7年4月15日?	①參館。山階宮武彦王成年式。賜午餐於霞閣離宮。	図書寮「公文錄」	第38号	回答(公文書類ノ冊数下総御料牧場へ照会ノ件):下総御料牧場外山分場	稟議 -
大正7年4月15日?		図書寮「例規錄」	第3号	〔回答〕(公文書類編纂ノ順序ニ付各部局へ照会ノ件):侍医頭	稟議花押
大正7年4月15日?	①參館。山階宮武彦王成年式。賜午餐於霞閣離宮。	図書寮「例規錄」	大正8年 第1号	回答(公文書類保存期間ノ區別及編纂簿冊名改正ノ件):主領頭事務取扱	稟議花押
大正7年4月16日		図書寮「例規錄」	大正8年 第1号	〔回答〕(公文書類保存期間ノ區別及編纂簿冊名改正ノ件):澄宮御養育掛長	稟議花押
大正7年4月16日?	①參寮。ノ③寮頭……出頭。	図書寮「例規錄」	第3号	回答(公文書類編纂ノ順序ニ付各部局へ照会ノ件):主馬頭	稟議花押
大正7年4月17日	①參館。				
大正7年4月17日?	①參寮。ノ③寮頭……出頭。	図書寮「例規錄」	第3号	回答(公文書類編纂ノ順序ニ付各部局へ照会ノ件):主馬頭	稟議花押
大正7年4月18日		①參寮。ノ③寮頭……出頭。			
大正7年4月19日	①參館。……北条学習院長至。				
大正7年4月19日?	①參寮。ノ③寮頭……出頭。	図書寮「例規錄」	第3号	回答(公文書類編纂ノ順序ニ付各部局へ照会ノ件):大膳頭	稟議花押
大正7年4月20日		①參寮。ノ③寮頭……出頭。	図書寮「例規錄」	第3号	〔回答〕(公文書類編纂ノ順序ニ付各部局へ照会ノ件):内大臣秘書官長
大正7年4月20日?	①參館。				
大正7年4月22日	①參館。				
大正7年4月23日	①參寮。ノ③寮頭……出頭。	図書寮「例規錄」	大正8年 第1号	公文書類保存期限ノ區別及編纂簿冊名改正ニ付協議ノ件(東宮職)(公文書類保存期間ノ區別及編纂簿冊名改正ノ件)	決裁花押
大正7年4月23日?		図書寮「公文錄」	第12号	学習院明治四十二年ヨリ同四十四年ニ至ル進退録一冊領取ノ件	決裁花押
大正7年4月23日?	①參寮。ノ③寮頭……出頭。	図書寮「例規錄」	大正8年 第1号	公文書類保存期限ノ區別及編纂簿冊名改正ニ付協議ノ件(学習院)(公文書類保存期間ノ區別及編纂簿冊名改正ノ件)	決裁花押
大正7年4月24日		①參館。正木美術學校長、洪江保、松村直臣至。			
大正7年4月25日	①上幸美術協會。予亦陪觀焉。皇后賜台湾羽族數種。飼養於動物園。詣關謝。後參寮。				
大正7年4月26日	①皇后臨美術協會。予亦迎送之。……是日參館。ノ③(編修課=)皇統譜并關係図書庶務課ニ引繼ス。八拾五部、一千三拾六冊。				

大正7年4月27日		図書寮「図書録」	第1号	皇統譜稿本並皇統ニ関スル図書八十四部一千三十二冊図書課ニ於テ保管ノ件	決裁花押
大正7年4月27日?	①参寮。／③寮頭已下出頭。	図書寮「例規録」	大正8年第1号	回答(公文書類保存期間ノ區別及編纂簿冊名改定ノ件):宗秩寮總裁	稟議花押
		図書寮「例規録」	大正8年第1号	回答(公文書類保存期間ノ區別及編纂簿冊名改定ノ件):学習院長	稟議花押
大正7年4月29日	①参館。東宮生日。賜宴於高繩〔ママ〕宮。				
大正7年4月30日	①参寮。／③寮頭已下出頭。(○編修課=) 明治天皇実録材料二本立本箱三本、一本立本箱二本、但封之儘、右図書課へ引継ニ付書類差出。				
大正7年5月1日	①参寮。				
大正7年5月2日	①参寮。／③寮頭已下出頭。				
大正7年5月3日					
大正7年5月3日?	①参館。小川一真至。午後入動物園。觀師子。	図書寮「例規録」	第3号	回答(公文書類編纂ノ順序ニ付各部局へ照会ノ件):澄宮御養育掛長	稟議花押
大正7年5月4日	①参寮。……饗午餐。予亦往焉。／③寮頭已下出頭。				
大正7年5月4日?		図書寮「例規録」	第3号	回答(公文書類編纂ノ順序ニ付各部局へ照会ノ件):学習院長	稟議花押
大正7年5月6日	①参館。久保田鼎自奈良至。宮崎道三郎、渋谷保至。監査會議。／③(○編修課=明治天皇実録材料を図書課へ引継ぎの件、出納掛へ保管依頼差出し云々)。				
大正7年5月6日?		図書寮「例規録」	大正8年第1号	回答(公文書類保存期間ノ區別及編纂簿冊名改定ノ件):東宮大夫	稟議花押
大正7年5月7日	①参寮。／③寮頭已下出頭。				
		図書寮「重要雜録」	第5号	〔高等商業学校附属図書館ほかへ依頼状〕(文庫改築ニ付内閣文庫其他視察ノ件)	決裁花押
大正7年5月8日	①参館。				
大正7年5月9日	①参寮。／③寮頭已下出頭。				
大正7年5月10日	①参館。波多野子敬直。招飲予等於紅葉館。／③(○編修課=明治天皇実録材料引継書類を保管依頼の趣に変更して編修課から図書課に差出す)。				
大正7年5月11日	①参寮。潤三郎至。／③寮頭已下出頭。	図書寮「図書録」	第9号	内閣記録課外四箇所ヨリ図書借用ノ件:内閣記録課	決裁花押
		図書寮「重要雜録」	第5号	〔成田文庫へ依頼状〕(文庫改築ニ付内閣文庫其他視察ノ件)	決裁花押
		図書寮「重要雜録」	第5号	文庫設計図書送付方依頼ノ件(文庫改築ニ付内閣文庫其他視察ノ件)	決裁花押
大正7年5月12日	①梨本妃、方子規子両女王來觀動物園。予往焉。				
大正7年5月13日	①参館。	図書寮「図書録」	大正8年第10号	内閣記録課外七箇所ヨリ図書借用ノ件:無窮会	決裁 -
大正7年5月14日	①参寮。往宮内省。訪田尻稻次郎於東京市庁。説市志不可載内廷之事。／③寮頭……出頭。	図書寮「公文録」	第13号	皇后宮職大正六年贈賜録以下三冊領収ノ件	決裁花押
		図書寮「図書録」	大正8年第10号	内閣記録課外七箇所ヨリ図書借用ノ件:無窮会	決裁 -
		図書寮「例規録」	第3号	回答(公文書類編纂ノ順序ニ付各部局へ照会ノ件):主筆頭事務取扱	稟議 -
		図書寮「雜件録」	大正6年第4号	記(図書目錄送付ノ件):無窮会長	稟議花押
大正7年5月15日	①参館。……夕与帝室技芸員會於上野精養軒。				
大正7年5月16日	①参寮。訪鶴田禎次郎於衛戍病院。転赴青山梨本宮。途上悪寒甚。力疾而行。点簿誤字。帰途困臥不起。／③寮頭已下出頭。	図書寮「公文録」	第14号	内匠寮大正五年會計録以下五冊領収ノ件	決裁花押
大正7年5月17日	①臥内終日。				
大正7年5月18日	①如前日。				
大正7年5月20日	①参館。監査會議。	図書寮「雜件録」	第7号	領収(大阪府立図書館写真同館へ送付ノ件)	決裁花押
大正7年5月21日					
大正7年5月21日?	①恭子女王拝賢所。陪之。／③(○編修課=) 皇親譜微體写手續ヲ為ス)。	図書寮「例規録」	第3号	回答(公文書類編纂ノ順序ニ付各部局へ照会ノ件):大臣官房文書課長	稟議 -
		図書寮「公文録」	第15号	公文書類引継ノ件(下総御料牧場明治十年外国往復留以下三百五十二冊並明治九年以降會計帳簿三百十冊領収ノ件)	稟議花押
大正7年5月22日	①参館。觀 Brangwin〔○ Frank Brangwyn〕画於三越楼上。午餐。				
大正7年5月23日	①参寮。／③寮頭已下出頭。	図書寮「例規録」	大正8年第1号	公文書類保存期限ノ區別及編纂簿冊名改正ニ付協議ノ件(御歌所)(公文書類保存期間ノ區別及編纂簿冊名改定ノ件)	決裁花押
		図書寮「公文録」	第15号	下総御料牧場明治十年外国往復留以下三百五十二冊並明治九年以降會計帳簿三百十冊領収ノ件	決裁花押
大正7年5月24日	①参館。				
大正7年5月25日	①参寮。／③寮頭已下出頭。				
大正7年5月27日	①参館。上田萬年、山田孝雄至。				
大正7年5月28日	①参寮。／③寮頭已下出頭。	図書寮「公文録」	第16号	主殿寮大正六年宮殿録以下十八冊領収ノ件	決裁花押
大正7年5月29日					
大正7年5月29日?	①参館。	図書寮「雜件録」	第7号	大阪府立図書館写真同館へ送付ノ件	決裁 -
		図書寮「雜件録」	第7号	〔依頼書〕(大阪府立図書館写真同館へ送付ノ件):大阪府立図書館長	既読花押
大正7年5月30日	①参寮。午時出過荒木氏。与石原次官等會于館。／③寮頭已下出頭。				
大正7年5月31日					
大正7年5月31日?	①参館。新村出始來見。	図書寮「公文録」	第17号	学習院女学部明治十八年ヨリ同三十年ニ至ル進退録以下六冊領収ノ件	決裁花押
大正7年6月1日	①参寮。／③寮頭已下出頭。	図書寮「重要雜録」	第6号	庁舎文庫及図書公文書類ニ関スル調査書内匠寮へ送付ノ件	決裁花押
大正7年6月3日	①参館。				
大正7年6月4日	①参寮。／③寮頭出。	図書寮「皇統譜録」	第1号	恭子女王殿下御帰嫁ノ儀皇統譜ニ登録ノ件	立案押印

大正7年6月5日	①参館。	図書寮「図書録」	第2号	畝傍山四辺諸陵所在図外三十三点諸陵寮ヨリ領収ノ件	決裁花押
大正7年6月5日?		図書寮「公文録」	第33号	大正六年以前ノ公文書類引継方京都奈良両博物館へ照会ノ件	決裁花押
大正7年6月6日		図書寮「雑件録」	第7号	〔受領書〕(大阪府立図書館写真同館へ送付ノ件)	稟議花押
大正7年6月6日	①参察。／③寮頭出。				
大正7年6月7日	①参館。	図書寮「例規録」	第3号	回答(公文書類編纂ノ順序ニ付各部局へ照会ノ件): 東宮大夫	稟議花押
大正7年6月7日?		図書寮「例規録」	大正8年第1号	〔回答〕(公文書類保存期間ノ区別及編纂簿冊名改定ノ件): 御歌所長	稟議花押
大正7年6月8日	①参察。／③寮頭出。				
大正7年6月10日	①参館。午前参省。登録恭子女王婚嫁事於皇親譜。見石原次官言事。	図書寮「皇統譜録」	第1号	恭子女王殿下御婚嫁ノ儀皇統譜ニ登録ノ件	登録済・副本登録済押印
大正7年6月11日	①参館。交付除書。次又参察。同交付除書。／③寮頭出。	図書寮「図書録」	第9号	内閣記録課外四箇所ヨリ図書借用ノ件: 東京帝国大学文科大学史料編纂掛	決裁 -
		図書寮「皇統譜録」	第1号	通牒案(恭子女王殿下御婚嫁ノ儀皇統譜ニ登録ノ件)	決裁花押
		図書寮「皇統譜録」	第1号	記(恭子女王殿下御婚嫁ノ儀皇統譜ニ登録ノ件)	決裁 -
大正7年6月12日	①参館。				
大正7年6月13日	①参察。令五味均平送渡辺千春葬。山田孝雄至。／③寮頭出。				
大正7年6月14日	①参館。				
大正7年6月15日	①参察。参省。／③寮頭出。	図書寮「例規録」	大正8年第1号	公文書類保存期限ノ区別及編纂簿冊名改正ニ付協議ノ件(帝室林野管理局)(公文書類保存期間ノ区別及編纂簿冊名改定ノ件)	決裁花押
大正7年6月15日?		図書寮「重要雑録」	第5号	〔石川県立図書館より平面図等回答状〕(文庫改築ニ付内閣文庫其他視察ノ件)	稟議花押
大正7年6月17日	①参館。				
大正7年6月18日	①参察。迎英王子於東京駅。侯霞関離宮。／③寮頭出。				
大正7年6月19日	①参館。	図書寮「重要雑録」	第5号	〔大正記念長岡市立互尊文庫より平面図等回答状〕(文庫改築ニ付内閣文庫其他視察ノ件)	稟議花押
大正7年6月19日?		図書寮「例規録」	大正8年第1号	回答(公文書類保存期間ノ区別及編纂簿冊名改定ノ件): 帝室林野管理局長官	稟議花押
大正7年6月20日	①参察。午後四時謁英皇子。／③寮頭出。				
大正7年6月21日	①参館。				
大正7年6月22日	①参察。／③寮頭出。				
大正7年6月24日	①参館。参省。賜物。				
大正7年6月25日	①地久節。……参内。謁皇后。觀英元帥服。賜午餐。／②書翰1172賀古鶴所宛「博物館繰越金一万五千円ヲ陳列替ニ使用ノ件追加予算トシテ提出イタシ候処内蔵寮(内蔵頭ハ山崎氏)ノ意見トシテムツカシキ模様ニ相見エ候」云々。／③地久節。				
大正7年6月26日	①参館。				
大正7年6月27日	①参察。／③寮頭出。				
大正7年6月28日	①参館。				
大正7年6月29日	①参察。／③寮頭已下出頭。				
大正7年7月1日	①参館。午後赴文部省修文館。議修身書之事。	図書寮「例規録」	第3号	回答(公文書類編纂ノ順序ニ付各部局へ照会ノ件): 帝室林野管理局長官	稟議 -
大正7年7月1日?		①参察。／③寮頭已下出頭。			
大正7年7月2日	①参館。				
大正7年7月3日	①参館。正木校長来語文部省展覧会事。	図書寮「重要雑録」	第5号	〔明治記念新潟県立図書館より設計図面等回答状〕(文庫改築ニ付内閣文庫其他視察ノ件)	稟議花押
大正7年7月4日	①参察。／③寮頭已下出頭。				
大正7年7月5日	①参館。	図書寮「例規録」	第3号	回答(公文書類編纂ノ順序ニ付各部局へ照会ノ件): 調度頭	稟議花押
大正7年7月5日?		図書寮「例規録」	第3号	回答(公文書類編纂ノ順序ニ付各部局へ照会ノ件): 皇子附	稟議花押
大正7年7月6日	①参察。／③寮頭已下出頭。				
大正7年7月7日	①五味均平……来。				
大正7年7月8日	①参館。……課長会議。定目録格式。				
大正7年7月9日	①参察。／③寮頭已下出頭。				
大正7年7月9日?	①参館。	図書寮「例規録」	第3号	回答(公文書類編纂ノ順序ニ付各部局へ照会ノ件): 臨時帝室編修局主事事務取扱	稟議 -
大正7年7月10日	①参館。／②書翰1175賀古鶴所宛「次官ニ面会シテ昨日」云々(天産課を文部省に移譲ノ件、博物館陳列替エノ件)。	図書寮「図書録」	第9号	内閣記録課外四箇所ヨリ図書借用ノ件: 内閣記録課	決裁花押
大正7年7月10日?	①参館。	図書寮「例規録」	大正8年第1号	公文書類保存期限ノ区別及編纂簿冊名改正ニ付協議ノ件(帝室博物館)(公文書類保存期間ノ区別及編纂簿冊名改定ノ件)	決裁 -
大正7年7月11日	①参察。……従是日寮三時公退。／③寮頭……出頭。	図書寮「公文録」	第18号	内大臣府大正六年進退録一冊領収ノ件	決裁花押
大正7年7月12日	①予参館。引見菊池清吉。	図書寮「公文録」	第19号	主猟寮大正六年獵場録甲編以下八冊領収ノ件	決裁花押
大正7年7月12日?	①予参館。	図書寮「例規録」	第3号	回答(公文書類編纂ノ順序ニ付各部局へ照会ノ件): 内匠頭	稟議 -
大正7年7月13日	①参察。	図書寮「図書録」	大正8年第10号	内閣記録課外七箇所ヨリ図書借用ノ件: 賀茂別雷神社	決裁花押
		図書寮「皇統譜録」	第2号	賀彦王殿下薨去ノ儀皇統譜ニ登録ノ件	立案押印
		図書寮「皇統譜録」	第3号	班子女王殿下薨去ノ儀皇統譜ニ登録ノ件	立案押印

大正7年7月15日	①参館。／②書翰1176賀古鶴所宛（軟体動物特に貝類に興味を有するは皇太子〔○昭和天皇〕である件、天産課の文部省移譲につき宮内次官と文部次官の交渉成立等の件）。／③回覧（図書頭森林太郎→寮中一般、墓参の休暇につき従来の許可を改め賜暇とせず暑中休暇を利用すべきこと）。	図書寮「例規録」	第5号	自今特別ノ事情アル場合ノ外賜暇セサルニ付可成暑中休暇利用ノ件	決裁 -
大正7年7月16日	①参寮。／③寮頭已下出頭。				
大正7年7月17日					
大正7年7月17日？	①参館。……午後赴芝離宮。	図書寮「例規録」	大正8年第1号	回答（公文書類保存期間ノ區別及編纂簿冊名改定ノ件）：帝室博物館総長	稟議花押／帝室博物館総長印
大正7年7月18日	①参寮。入江為守来話池田四郎次郎事。／③寮頭已下出頭。	図書寮「図書録」	第3号	標註職原抄外七点百二十九冊式部職ヨリ領収ノ件	決裁花押
		図書寮「図書録」	第4号	詔勅録外七百三十点式部職ヨリ領収ノ件	決裁花押
大正7年7月19日	①参館。高橋健自求和鏡聚英題字。				
大正7年7月20日	①参寮。柴田駒三郎帯九鬼隆一命来。言古社寺保存会事。／③寮頭已下出頭。				
大正7年7月22日	①参館。午前参省。録久邇宮子女夭折事于譜牒。	図書寮「皇統譜録」	第2号	賀彦王殿下薨去ノ儀皇統譜ニ登録ノ件	登録済・副本登録済押印
		図書寮「皇統譜録」	第3号	瑠子女王殿下殿下薨去ノ儀皇統譜ニ登録ノ件	登録済・副本登録済押印
大正7年7月23日	①参寮。／③寮頭已下出頭。	図書寮「公文録」	第20号	元内苑寮明治三十七年御煤払関係書類以下二百三冊編纂保管ヲ要セサルニ付内匠寮へ返戻ノ件	決裁花押
		図書寮「皇統譜録」	第3号	案（瑠子女王殿下殿下下薨去ノ儀皇統譜ニ登録ノ件）	決裁花押
		図書寮「皇統譜録」	第3号	記（瑠子女王殿下殿下下薨去ノ儀皇統譜ニ登録ノ件）	決裁花押
大正7年7月24日	①参館。				
大正7年7月25日	①参寮。和田英松来寮。／③寮頭已下出頭。				
大正7年7月26日	①参館。				
大正7年7月27日	①参寮。省議允可館内整理費。／③寮頭已下出頭。				
大正7年7月28日	①投利于亀井伯茲常、石黒男忠意、波多野宮相敬直、山県公有朋、伊東子巳代治（○下略）。				
大正7年7月29日	①参館。佐佐木信綱来話。				
大正7年7月30日	①明治天皇祭。拜皇靈殿。／③明治天皇祭。				
大正7年7月31日	①参館。杏奴与類来館。				
大正7年7月31日？		図書寮「公文録」	第34号	元内苑寮所属公文書類編纂完了報告ノ件	決裁花押
大正7年8月1日	①参寮。／③本日ヨリ暑中休暇、正午退庁トナル。				
大正7年8月2日	①参館。				
大正7年8月3日	①赴日在別業。与妻茉莉杏奴類婢鶴俱。				
大正7年8月5日		図書寮「図書録」	第9号	内閣記録課外四箇所ヨリ図書借用ノ件：内閣記録課	決裁 -
大正7年8月5日？	①還家。	図書寮「例規録」	第3号	回答（公文書類編纂ノ順序ニ付各部局へ照会ノ件）：式部長官	稟議 -
大正7年8月6日	①奉送天皇皇后於上野駅。参館。／②書翰1178賀古鶴所宛「此ヨリ博物館之展示替ニトリカ、リ可申候」。				
大正7年8月6日？		図書寮「公文録」	第20号	領収（元内苑寮明治三十七年御煤払関係書類以下二百三冊編纂保管ヲ要セサルニ付内匠寮へ返戻ノ件）	稟議 -
大正7年8月7日	①参館。課長会議。列品更位孰先孰後之事上議。				
大正7年8月8日	①参寮。／③寮頭……出頭。				
大正7年8月9日	①参館。				
大正7年8月10日	①参寮。／③寮頭……出頭。				
大正7年8月12日	①参館。監査会議。				
大正7年8月14日	①参館。				
大正7年8月15日	①参寮。／②書翰1179濱野知三郎宛「博物館展示替ニ着手休日ナシニ働居候」。				
大正7年8月16日	①参館。				
大正7年8月17日	①参寮。／③寮頭……出頭。	図書寮「公文録」	第21号	主獵寮明治十一年ヨリ同十五年ニ至ル千葉県下御遊獵場書類以下四百十二冊編纂保管ヲ要セサルニ付同寮へ返戻ノ件	決裁花押
大正7年8月19日	①参館。				
大正7年8月20日	①参寮。				
大正7年8月21日	①参館。				
大正7年8月22日	①参寮。				
大正7年8月23日	①参館。				
大正7年8月24日	①参寮。／③寮頭……出頭。				
大正7年8月25日	①率茉莉往日在別業。同車者五人。……夕還東京。				
大正7年8月26日	①参館。監査会議。				
大正7年8月27日	①参寮。／③寮頭……出頭。				
大正7年8月28日	①参館。				
大正7年8月29日		図書寮「公文録」	第22号	学習院女学部大正四年進退録以下四冊領収ノ件	決裁花押
大正7年8月30日	①参館。				
大正7年8月31日	①天長節。				
大正7年9月2日	①参館。				
大正7年9月3日	①参寮。／②書翰1183濱野知三郎宛（月水金曜日は博物館に午前八時から午後四時まで勤務、火木土曜日は図書寮に午前八時から午後一時まで勤務）。				
大正7年9月4日	①参館。五味均平還自信濃。				
大正7年9月5日	①参寮。与謝野寛至。				
大正7年9月6日	①参館。				
大正7年9月7日	①参寮。／③寮頭……出頭。				
大正7年9月9日	①参館。				

大正7年9月10日	①参察。訪清水谷侍従、股野藍田、不遇。／③寮頭……出頭。				
大正7年9月11日	①参館。訪清水谷実英於宮廷。次与近藤久敬議正倉院扉開闔之事。				
大正7年9月12日	①参察。／③寮頭已下出頭。				
大正7年9月13日	①参館。市来主殿頭至。	図書寮「図書録」	第5号	群書索引外一部二十三冊大臣官房総務課ヨリ領取ノ件。	決裁花押
		大臣官房総務課「正倉院御物拝観録」	第60号	帝室博物館総長ヨリ正倉院曝涼ノ儀並拝観期間御治定上申ノ件：宮内大臣稟議文書	上申総長印
大正7年9月14日	①参察。／③寮頭已下出頭。				
大正7年9月16日	①参館。	図書寮「図書録」	大正8年第10号	内閣記録課外七箇所ヨリ図書借用ノ件：内閣記録課	決裁花押
大正7年9月17日	①参察。午後参内。市来氏引至曝涼之處。観古銅器及古筆蹟。				
大正7年9月18日	①参館。原富太郎至。	図書寮「例規録」	大正9年第1号	天皇皇族実録編修規程上申ノ件	決裁花押
大正7年9月19日	①参察。／②書翰1186賀古鶴所宛（雅楽譜の件、「後藤君」宮内省に同行の件）。／③寮頭已下出頭。				
大正7年9月20日	①参館。	図書寮「公文録」	第23号	内匠寮主管大札工事ニ関スル図面九卷、青写真十一袋、書類百冊領取ノ件	決裁花押
大正7年9月21日	①根津祭。参察。／③寮頭已下出頭。				
大正7年9月23日	①参館。				
大正7年9月24日	①皇霊祭。感冒不参拝。／③春季皇霊祭。				
大正7年9月25日	①参館。山田孝雄至。	図書寮「図書録」	第9号	内閣記録課外四箇所ヨリ図書借用ノ件：内閣記録課	決裁 -
大正7年9月25日？		図書寮「図書録」	第8号	御願（宋版大藏經中ノ一切経音義撮影方文学博士上田萬年ヨリ出願ノ件）：上田萬年	稟議花押
大正7年9月26日	①朝電車不行。参察。／③寮頭已下出頭。				
大正7年9月28日	①参察。／③寮頭已下出頭。	図書寮「図書録」	第8号	宋版大藏經中ノ一切経音義撮影方文学博士上田萬年ヨリ出願ノ件	決裁花押
大正7年9月29日	①宮芳平来話。				
大正7年9月30日	①参館。				
大正7年9月30日？		大臣官房総務課「正倉院御物拝観録」	第61号	正倉院御物拝観同御物曝涼ニ付官報々告及外務大臣秘書官へ通牒ノ件：宮内大臣決裁文書	決裁花押
大正7年9月（日付なし）		図書寮「例規録」	大正8年第1号	公文書類保存期間ノ區別及編纂簿冊名改定ノ件：宮内大臣決裁文書	立案押印
大正7年10月1日	①参察。／③寮頭已下出頭。				
大正7年10月2日	①参館。				
大正7年10月3日	①参察。／③寮頭已下出頭。				
大正7年10月4日	①参館。……訪関保之助。	図書寮「図書録」	第9号	内閣記録課外四箇所ヨリ図書借用ノ件：有栖川宮附	決裁 -
大正7年10月5日	①参館。往文部省。議展覽會之事。午餐。				
大正7年10月6日	①午前往文部省。公議前日之事。				
大正7年10月8日	①参館。赴文部省展覽會于竹台。				
大正7年10月9日	①参館。又赴會于竹台。監査雕塑物畢。				
大正7年10月9日？		大臣官房総務課「正倉院御物拝観録」	第63号	東京帝国大学史料編纂官黒板勝美外二名拝観許可ノ件：宮内大臣決裁文書	決裁花押
大正7年10月10日	①参察。／③寮頭已下出頭。				
大正7年10月11日	①参館。午前赴竹台。黒田清輝来話。				
大正7年10月12日	①参察。／③寮頭已下出頭。				
大正7年10月14日	①参館。……山田孝雄來論朝儀得失。午後参省。見近藤久敬。議歴世実録之事並正倉院縦観特例之事。				
大正7年10月15日	①参察。／③寮頭……出頭。				
大正7年10月16日	①往軍医学校。脚気會也。				
大正7年10月17日	①神嘗祭。終日在家。／③神嘗祭。				
大正7年10月18日	①参館。……往文部省展覽會。	図書寮「図書録」	大正8年第10号	内閣記録課外七箇所ヨリ図書借用ノ件：東京帝国大学文科大学史料編纂掛	決裁花押
大正7年10月18日？		大臣官房総務課「正倉院御物拝観録」	第64号	造神官技手榎本正之助外二名拝観出特ニ許可ノ件：総務課長決裁文書	決裁花押
大正7年10月19日	①空無織翳。参察。潤三郎至。／③寮頭已下出頭。	図書寮「公文録」	第24号	主筆寮大正四年度歳出計算簿以下二十三冊領取ノ件	決裁花押
大正7年10月20日	①与妻茉莉歩上野。赴帝室技芸員會於博物館。				
大正7年10月21日	①参館。大矢透來見。掛札中佐檢館内兵器。				
大正7年10月22日	①赴雕塑審査會於学士院。午後参館。				
大正7年10月23日	①参館。				
大正7年10月23日？		大臣官房総務課「正倉院御物拝観録」	第65号	文部省国語調査囑託大矢透正倉院聖語藏経卷拝観許可ノ件：宮内大臣決裁文書	決裁花押
大正7年10月24日	①参館。				
大正7年10月24日？		大臣官房総務課「正倉院御物拝観録」	第66号	大阪陸軍兵器支廠々員陸軍砲兵大尉村川補拝観願出許可ノ件：総務課長決裁文書	決裁花押
大正7年10月24日	①参察。／③寮頭已下出頭。				
大正7年10月24日？		図書寮「公文録」	第25号	女子学習院明治三十九年ヨリ大正五年ニ至ル本省往復書類以下三十八冊領取ノ件	決裁花押
大正7年10月25日	①参館。赴美術審査總會乎美術学校。土肥慶蔵至。不逢。				
大正7年10月26日	①参館。催特別陳列會。懸古仏画。宮相波多野敬直等來觀焉。				
大正7年10月27日	①皇儲駕至文部省展覽會、日本美術協會。予往陪觀。				
大正7年10月28日	①参館。黒田清輝……至。	図書寮「公文録」	第35号	引繼未済ノ公文書類送付方大膳寮へ照會ノ件。	決裁 -

大正7年10月29日	①参寮。／③寮頭……出頭。				
大正7年10月30日					
大正7年10月30日?	①参館。午後参省。有増補皇室典範之議。	大蔵官房総務課 「正倉院御物拝観録」	第71号	文部省古社寺保存計画調査嘱託福井利吉郎拝観願出許可ノ件：宮内大臣決裁文書	決裁花押
大正7年10月31日	①天長節参賀。与妻孥往上野。入展覧会場。／③天長節。				
大正7年11月1日	①参館。椿山公告四日来観館画。				
大正7年11月2日	①参省。見近藤久敬。告明旦発輓。訪新椿山莊。神谷初之助、高橋健白、永井如雲来話。供高橋晚餐。	大臣官房総務課 「正倉院御物拝観録」	第73号	東京帝国大学文科大学美学研究室副手上野直昭外二名拝観願出ノ儀副手ハ助手同様特ニ許可ノ件：宮内大臣決裁文書	決裁花押
大正7年11月3日	①〔○この日より30日まで「寧都訪古録」と題し長文につき、中略等を付さず要点のみを摘記し、補語を（ ）内に記す〕朝発東京。達奈良。久保田鼎等在駅迎接。卸行李於博物館官舎。時午後十一点。／②書翰1192・1193森シゲ子宛（正倉院へ出張のため移動、奈良着）。				
大正7年11月4日	①午前往正倉院。檢勅封。巡御領境界。出今小路街。投刺於県知事邸。巡視博物館内。夜清水谷侍從自京都東山文庫至。／②書翰1193森シゲ子宛（正倉院勅封検査、御料地を巡視して法隆寺に至り、文部省の依頼による壁画保存法実施状況を視察）、書翰1196市河三陽宛（正倉院へ出張、博物館官舎の一室に自炊同様の生活）。				
大正7年11月5日	①朝赴正倉院。入事務所。勅使清水谷侍從尋至。開北中南三倉。開封自北倉始。次中倉。次南倉。御筆華押。横折奉書紙。侍從檢御署。而後藏之。予与侍從入倉。久保田鼎隨焉。歴覽階下階上。薄午侍從辞去。次開聖語藏。還事務所午餐。／②書翰1197森シゲ子宛（正倉院御開扉済み）、書翰1198森茉莉・杏奴・類宛「天子サマノオカキハンノアルカミデチャウマヘガマイテアルノヲイテミル」云々。	大臣官房総務課 「正倉院御物拝観録」	第70号	正倉院十一月五日御開封済上申ノ件：宮内大臣稟議文書	上申 -
大正7年11月6日	①参院。開仮倉二扉。仮倉宮内大臣所封。中蔵残欠物数十箱。又丁巳移経巻乎此。以修繕聖語藏故也。黑板勝美、三枝重敬、松平年一來。対技古文書。是日為始。／②書翰1199森シゲ子宛（今日より拝観開始、午後市中歩き）。	大臣官房総務課 「正倉院御物拝観録」	第72号	明治神宮造営局嘱託出雲路通次郎拝観願出許可ノ件：総務課長決裁文書	決裁 - 出張不在
大正7年11月7日	①参院。通開正倉院蔵物目録、聖語藏経巻目録。入中倉。檢古文書四種。又入仮倉。檢布帛断裂数箱。断裂中有天寿国曼荼羅銘四字。日利令者掠。按銘文曰。画者東漢末賢。高麗加西溢。又漢奴加己利。令者掠部秦久麻。四字中利字連上読。掠字連下読。／②書翰1203森茉莉・杏奴・類宛（奈良の鹿や馬酔木等）。				
大正7年11月8日		図書寮「公文録」	第26号	調度寮大正五年供給録甲編以下二十六冊領収ノ件	決裁 -
大正7年11月8日?	①参院。入仮倉。観隋代写経、華氈、大幡等。／②書翰1206森茉莉・杏奴・類宛（正倉院のエグマツ、北山の湯屋等）。	大臣官房総務課 「正倉院御物拝観録」	第67号	東京帝国大学史料編纂補助嘱託朝河貫一拝観願出追加許可ノ件：宮内大臣決裁文書	決裁花押
		大臣官房総務課 「正倉院御物拝観録」	第68号	華嚴宗管長東大寺住職ヨリ同寺塔中持宝院住職上司永純外十四名拝観願出ノ儀内々ニ拝観取計ノ旨帝室博物館総長へ通牒ノ件：総務課長決裁文書	-
大正7年11月9日	①参院。開扉。午時雨。闔扉。／②書翰1208森茉莉・杏奴・類宛（平城宮址の視察等）、書翰1215濱野知三郎宛（大極殿視察等）。				
大正7年11月10日	①参院開扉。造神宮使遣間保之助、榎本正之助至。檢胡録之古制。／②書翰1210森茉莉・杏奴・類宛（十輪院視察等）				
大正7年11月11日	①参院開扉。／②書翰1211森シゲ子宛（物産陳列所視察等）。	東京帝室博物館 「正倉院録」	第1号	修理経巻還納ニ付第八回上申（聖語藏経巻修理ノ件）	決裁花押（写）
大正7年11月12日	①参院開扉。井上清始至。				
大正7年11月13日	①参院。納経於聖語藏。自是日始。／②書翰1216森茉莉・杏奴・類宛「ヤクシヨノカヘリニ若草山ニノボリマシタ」云々、書翰1217山田孝雄宛「正倉院聖語藏内ノ玄応音義急ギシラベ候処別紙之通ニ有之」云々。				
大正7年11月14日	①雨。不開倉扉。博物館員小野某持正倉院記稿来示。／②書翰1221森シゲ子宛（右京、郡山方面を視察）、書翰1222森茉莉・杏奴・類宛（菅原、垂仁天皇陵等を視察）。				
大正7年11月15日	①参院。／②書翰1224森シゲ子宛（奈良博物館長久保田鼎が今日より発熱引籠もりにつき、鷗外が正倉院のこと1人で受け入れ）。書翰1225森茉莉・杏奴・類宛（奈良には水道がないため、貯水池を視察）。				
大正7年11月16日	①参院。予与黑板勝美、間保之助等測度倉蔵諸尺。又与間等檢綺綾羅絶及木綿。／②書翰1226森茉莉・杏奴・類宛（若草山、奈良の鹿）。				
大正7年11月17日	①修繕袈裟一領。磨鉢畢業。下手剣並刀子。／②書翰1228山田孝雄宛（正倉院聖語藏内の玄応音義等につき撮影出願）。				
大正7年11月18日	①雖参院。而不及開倉而退出。欲觀飛鳥京。上車至香具山。從此徒步。繞山西麓而南。抵飛鳥村。抵畝傍。拜神武天皇陵。上車還。／②書翰1229森潤三郎宛（日帰りにて奈良の古蹟と称すべきを視察）、書翰1231森茉莉・杏奴・類宛（香具山、飛鳥方面視察）。	大臣官房総務課 「正倉院御物拝観録」	第74号	文部省美術展覽会出品者中推薦者並特選者拝観願出不許可ノ件：宮内大臣決裁文書	決裁 -
大正7年11月18日?		大臣官房総務課 「正倉院御物拝観録」	第74号	〔拝観願出に対する謝絶案〕（文部省美術展覽会出品者中推薦者並特選者拝観願出不許可ノ件）：帝室博物館総長（総務課長宛）	総長印押印
大正7年11月19日	①参院。研磨全終。				
大正7年11月20日	①参院開扉。与黑板間等測度銅鏡牙笏以古尺。又檢縹緗夾縹紋縹等物。／②書翰1236森茉莉・杏奴・類宛（高円山、白毫寺等視察）。	図書寮「図書録」	大正8年 第10号	内閣記録課外七箇所ヨリ図書借用ノ件：内閣記録課	決裁 -
大正7年11月20日?		図書寮「公文録」	第27号	公文書類引継之件（主竊大正元年ヨリ同六年ニ至ル職員進退録以下十二冊領収ノ件）	稟議 -
大正7年11月21日	①開扉。檢礼冠及馬装。遣吉浦祐全於奈良仏教図書館。関玄応音義。無古製古抄等。／②書翰1237森シゲ子宛（終日接待、27日に載仁親王御蔵御覽の予定、久保田鼎全快出勤）。				
大正7年11月22日	①雖参院。而不開倉。是日市来主殿頭来訪。／②書翰1240森茉莉・杏奴・類宛（平城京の地図等を作った北浦定政の墓へ行く）、書翰1242山田珠樹宛（北浦定政の墓へ行く、奈良より飛鳥は随分研究の余地あり）。				
大正7年11月23日	①参院開倉。檢倭琴。／③新嘗祭。				
大正7年11月24日	①参院開倉。午時守正王来観。黑板勝美等去。				
大正7年11月25日	①往京都。観博物館。夜還奈良。／②書翰1246森シゲ子宛（拝観昨日終了するも載仁親王御覽まで片付けなし、今日は京都帝室博物館視察、その後帯屋に行く）。	図書寮「公文録」	第27号	主竊大正元年ヨリ同六年ニ至ル職員進退録以下十二冊領収ノ件	決裁 -
大正7年11月26日	①参院開倉。過午載仁親王並妃来観。／②書翰1247森シゲ子宛（載仁親王予定1日早く今日御覧。27・28日に後片付け）。				
大正7年11月27日	①参院。糞除三倉。久保田鼎赴法隆寺。不参院。				
大正7年11月28日	①放衙。往京都。／②書翰1251森茉莉・杏奴・類宛（今日は休みにつき京都へ行く）。				
大正7年11月29日	①午前十時清水谷侍從來院。予与之入倉檢視畢。侍從勅封三扉。夕發奈良。經京都還東京。				
大正7年11月30日	①朝入東京。参省見波多野官相。午時還家。				

大正7年12月2日	①参博物館。鑑査。小川一真、三枝光太郎来見。東京帝室博物館「正倉院録」	第1号	聖語藏経巻修理ノ件：宮内大臣決裁文書	立案花押	
大正7年12月3日	①参図書寮。至省。見石原次官。言実録之事並六国史之事。至文部省。見南次官弘。交付建美術館議。帝室技芸員所紳也。				
大正7年12月4日	①参館。還家病臥。	図書寮「公文録」	第28号	調度寮大正四年会計録以下三十八冊領収ノ件	決裁 -
大正7年12月5日	①在蔭。				
大正7年12月6日	①在蔭。				
大正7年12月7日	①在蔭。從四日至是日絶粒。是日飲漣。	図書寮「例規録」	第6号	欠勤遅刻ニ対シテハ年末勉勵手当金減額ノ件	決裁花押
大正7年12月8日	①在蔭。長尾恒吉至。飲漣如前日。				
大正7年12月9日	①在蔭。神谷初之助至。夕食粥。／③回覧（図書類森林太郎→寮中一般、本年度から欠勤・遅刻の事由如何に拘わらず年末勉勵手当金を減額すべきこと）。	図書寮「図書録」	第6号	大札記録及附属品共大臣官房総務課ヨリ領収ノ件	決裁花押
大正7年12月10日					
大正7年12月10日？	①在蔭。食粥如前日。起坐。	図書寮「公文録」	第36号	主蔵寮所属公文書類編纂完了報告ノ件	決裁花押
		図書寮「公文録」	第37号	旧公文書類編纂事務成績報告ノ件	決裁花押
		図書寮「公文録」	第37号	明治年間ノ公文書類編纂事業成績報告（旧公文書類編纂事務成績報告ノ件）	稟議花押
大正7年12月11日	①妹君子至。食粥二次。／③寮頭……出頭。	図書寮「公文録」	第29号	学習院明治十八年本省達向上申書類以下百九十九冊編纂保管ヲ要セサルニ付同院へ返戻ノ件	決裁花押
		図書寮「公文録」	第30号	女子学習院明治二十年諸達及何上申書類以下百一冊編纂保管ヲ要セサルニ付同院へ返戻ノ件	決裁花押
大正7年12月12日	①校図書寮洋書目。				
大正7年12月13日	①校図書寮洋書目校畢。	東京帝室博物館「正倉院録」	第1号	聖語藏経巻修理ノ儀ニ関シ奈良博物館長へ回答ノ件（聖語藏経巻修理ノ件）	決裁花押
大正7年12月14日	①食家常飯。	大臣官房総務課「重要雑録」	第4号	〔上申〕（六国史考異作成ノ件）図書寮ニ於テ管掌ノ件（指令二四一号）	上申図書頭印
大正7年12月15日	①山田珠樹始来見。共午餐。贈上田敏訳神曲刊本。				
大正7年12月16日	①病浸退。而未出門。				
大正7年12月17日	①在家。				
大正7年12月18日	①在家。上賜鹿肉。所獲於天城山云。東宮賜金。				
大正7年12月19日	①猶在家。兩陛下賜金。				
大正7年12月20日	①参館。病不能視事者。從五日至十九日。凡十有五日矣。武石貞松来見。				
大正7年12月21日	①参寮。午後桂先生至。／③寮頭……出頭。				
大正7年12月22日	①小金井良精、弟潤三郎至。付歴史図録題辭於高橋健自。				
大正7年12月23日					
大正7年12月23日？	①参館。	図書寮「雑件録」	大正6年第4号	〔寄贈願書〕（図書目録送付ノ件）：和田維四郎	稟議 -
大正7年12月24日					
大正7年12月24日？	①参館。夕与妻買玩具。晚餐於天金。	図書寮「公文録」	第30号	完結文書綴領収ノ件（女子学習院明治二十年諸達及何上申書類以下百一冊編纂保管ヲ要セサルニ付同院へ返戻ノ件）	稟議 -
大正7年12月25日	①参館。午後往相互俱樂部。買書。夕雪。秋山光夫至。山口榮至。				
大正7年12月26日	①参寮。／③寮頭……出頭。	図書寮「公文録」	第31号	学習院大正五年教育録甲編以下六冊領収ノ件	決裁花押
大正7年12月27日	①参省。見波多野大臣。言事。退与近藤久敬語。自省適館。夜五味均平至。／③明二十八日御用仕舞ニ付図書頭ヨリ粗菓ヲ呈シ度候間、同日午後ヨリ帝室博物館へ御参集相成度依命此段御通知申候也。	図書寮「尚蔵録」	第3号	恭子女王殿下御婚嫁書類、賀彦王殿下薨去書類、瑠子女王殿下薨去書類ヲ宗秩寮ヨリ領収ノ件	決裁花押
大正7年12月28日	①参館。饗寮寮僚属於館。使紀淑雄。高橋健自及木下某紳国立博物館議。／②書翰1259桂湖村宛（国立博物館の件急を要し3人にて分担調査）。				
大正7年12月29日	①参内。又詣東宮署名。				
大正7年12月30日	①終日不出門。				
大正7年12月31日	①終日在家。				

- ※1 本表は、森林太郎が帝室博物館総長兼図書頭に就任した大正6年12月25日から同7年12月31日までを取めた。森が関与した文書を扱うものであるが、森の就任日に前任の図書頭山口銳之助の押印文書があるので、これを参考のため記入した。
- ※2 検討の対象とした文書は、「森林太郎の動静」としては本表の該当見出しに記載した通りである。「決裁」及び「立案」等については大正6～7年の図書寮「図書録」・同「例規録」・同「公文録」・同「皇統譜録」・同「尚蔵録」・同「実録編修録」・同「重要雑録」・同「雑件録」・同「物品報告録」の他、同年の帝室博物館「正倉院録」・同「正倉院御物整理工程書」及び大臣官房総務課「正倉院御物拝観録」・同「重要雑録」に絞った。但し、前後に近接する年の各簿冊に綴じ込まれた大正6～7年の関係文書も、必要なものを本表に入れた。一方、人事記録である図書寮「進退録」・同「職員録」は検討対象から外した。
- ※3 「月日」について、森の決裁文書は決裁日、立案文書は立案日。明確な記載がなく決裁日を立案日で、立案日や稟議日を文書受付日等で推測の場合は、「？」を付けて区別した。宮内大臣決裁文書等で森が中途決裁者である場合も同様に「？」を付した。上申文書は、上申日を採用した。
- ※4 「森林太郎の動静」について、①日記は、森の「大正六年日記」及び「委蛇録」は『鵬外全集』第35巻から帝室博物館総長兼図書頭の職務に関する記載を中心に抄出・引用した。引用にあたり中略箇所を「……」で表したが、原則として上略・下略は表示していない。引用ではなく大意を記載する場合は（ ）で区別した。また、「委蛇録」に取められた大正7年11月の「寧都訪古録」から引用する場合は、略号を用いず要点のみを引用した。
- ※5 同じく「森林太郎の動静」について、②書翰は、森林太郎の書翰を『鵬外全集』第36巻から抄出・引用した。略号や大意の扱いは①日記と同様である。また、③編修課「日誌」は、宮内公文書館所蔵資料であり、抄出・引用その他の扱いは、①・②同様である。
- ※6 「文書番号」及び「案件」について、同日かつ同じ公文書簿冊の場合は、編綴された順に従う原則とした。また、「案件」名の表記は、原則として各簿冊の本文及び巻頭の目録に記載に拠ったが、若干改めた箇所もある。文書の標題がない場合は、〔 〕を付けて適宜便宜上の名称を記載した。一方、当該案件が異なる年の簿冊に取められている場合は、例えば「大正8年第1号」のように簿冊の年を加筆した。
- ※7 「決裁」・「立案」について、決裁・立案等の文書で森の押印・花押のないものは「-」で示し、「出張不在」等と記されたものは本表にその旨を記載した。
- ※8 本表には、森が関与した立案・決裁文書や稟議・上申文書を中心に取めたが、附属書類などで森が実現した可能性があるものでも押印等の必要がない文書は除外した。
- ※9 作表の都合上、森の決裁・立案がなかった日は、「森林太郎の動静」の項については他の項を貫通する形で記載した。